

北方日本海の中世宗教調査研究、第一集

青森県北津軽郡市浦村

由王坊跡

昭和57年秋 - 昭和60年春

西浦村教育委員会
由王坊跡調査団

青森県北津軽郡市浦村

山 王 坊 跡

昭和57年度～昭和62年度調査中間報告

序 文

山王坊遺跡に安東氏ゆかりの「日吉神社」が建っています。この地には古くから大寺院があったとか、いくさで銷失した、という言い伝えがありました。

このようなことを踏まえ、東北学院大学教授の伊東信雄博士を代表とする「北方日本海文化の形成」を研究テーマに発掘調査が行われたのは、昭和57年12月でした。調査メンバーは東北学院大学加藤孝教授、秋田大学新野直吉教授、東北大坂田泉助教授の3人の先生がたでした。

調査は雪のため2日間ほど休みましたが、順調に行われ、約1ヶ月の間に31基に及ぶ大型の礎石が発見され、非常に格調の高い格式のある建物跡であることが確認されました。

以後、5回目の調査を終えるに至って、2列の建物跡群が発見され、これは日吉の神社の大比叡、小比叡に相当し、滋賀県大津市坂本の日吉大社の西本宮と東本宮に当るものだと言われております。北辺のこの地に、こうした大社・大寺院形態を造ることができたのは、安東氏の財力、海運力、高い文化性があったことを示すものであり、ただただ驚くばかりです。

この発掘調査が導火線となって、史跡型観光開発にはずみがつき、一気に進展がみられる結果となりました。まさしく安東文化のふるさとにふさわしい整備が行われているわけであります。

調査に当られました先生がたや、北奥文化研究会各位のご尽力とご協力とにより、順調に調査が進められ、予期以上の成果が得られることになりました。そして、この成果がまとめられて刊行されるようになりましたことは、関係者一同喜びとするところであります。

ここに調査に関係されましたかたがたに感謝の意を表するとともに、この調査報告書が広く活用されることを願う次第です。

市浦村教育委員会 教育長 柏谷秀一

はじめに

『山王坊跡』調査の直接の引金となったのは、昭和57年度、東北学院大学文学部文化史担当の教授伊東信雄博士を研究代表者とし、各分野から22名の研究者をそろえた総合研究『北方日本海文化の形成』なる研究題目に対して、文部省人文科学研究費補助金の交附を受けたことにある。

考古学部門では、初代東北学院大学文学部史学科主任、故古田良一博士の『津軽十三湊の研究』を継承して、同博士の研究を考古学的分野において展開すべく準備をしたものであった。

秋田大学教授新野直吉博士（歴史学）、東北大学助教授坂田京博士（建築史）、東北学院大学教授加藤孝（考古学）三者によるプロジェクトチームをつくり、研究に当ったのである。

計画は3ヶ月とせられたが、図費は初年度を以て打ち切られたので、昭和58年度、昭和59年度は、調査者各位の負担とし、研究は継承せられたのである。

昭和60年度『山王坊跡』を保有する市浦村において、『安東文化のふるさと』計画が改めて起り、3ヶ月間の“村おこし”が予定せられたので、その中の環境整備費の一部を受けて継続することになった。

考古学上、発掘調査によって知られた牛世津輕安東氏の遺跡『山王坊跡』は、その規模まことに雄大であって、そのなかの主要な部分が姿をあらわしはじめている。

ここに、調査の途次ではあるが、考古学上の調査の現状を速報して、斯学研究者からの御教示ならびに御指導を仰ぎたく考えるものである。

現時、調査に際しては、青森県及び市浦村当局は全村挙げて御支援を賜わり、北奥文化研究会、東北学院大学東北文化研究所、埋蔵文化財発掘調査研究所等からも援助があった。なお、東北大学工学部大学院学生、東北学院大学文学部史学科考古学専攻学生諸君の参加もあった。そして本調査を進めてくれたのである。

報告書としては、考古学上ののみの所見に止めたのが、この中間報告である。

本文に掲げた歴史の梗概については、東北学院大学文学部大学院教授志子田光雄氏の手を煥わしているものである。

山王坊跡調査団 加藤 孝
団長

山王坊遺跡に憶う

伝承文書

由来本遺跡は、十三湊安東(藤)氏に関する宗教伝承を有する点において、早くから先輩郷土史家諸賢の歓しく注目してきたところである。たとえば、

- (1) 「北津軽郡神社誌」(北津軽郡教育会編 昭和12年刊行) —「日吉神社」

1.白緒、安倍姓下国系譜に「醍醐天皇之御宇延喜十九年春、安日安國參内之時、讐^シ賜^ス松葉^ノ披^フ上^ニ於鷹羽^ヲ、依^レ于^ニ則^シ為^ス家之紋^ヲ」、此^ノ時今^ニ參^ス謂^フ「山王大明神」、奉^ジ崇^ム為^ス氏神^ヲ、故^ニ號^シ「祈願所」於山王坊阿吽寺^也と、古き由緒ある神社なり。元は山王權現と亦せしが、日吉神社と改め、明治十一年九月存置許可せらる。(漢文句説訓点巻島) (以下省略)

- (2) 「本藩瀆艦実記」(木立要左衛門守貞著 藩政時代)

「福島の辺ニハ淨法寺・阿吽寺・東明寺・禪林寺・龍興寺」(傍点巻島)

- (3) 「十三往来」(伝山王坊作 室町時代)

「阿吽寺之鐘聲」、成^ス諸行無常之告^ヲ。(以下省略) (句説訓点・傍点巻島)

- (4) 「東日流外三郡誌」(秋田孝季・和田長三郎 藩政時代)

日吉神社を中腹に、その南方に十三宗寺が安東(藤)氏によって建立されていた絵図面と文面が載せられている(原文、絵図とも省略する)。しかし、同絵図では「阿吽寺」の位置を別地域にとっている。

- (5) 「漢文書」(八戸源氏藏「青森県史」所収)

「盛季、安東太、津軽十三湊、安大納言、南部義政ノタメ嘉吉三年十二月十日、逃^ハ謀^ハ狄之鳴^ハ松前^ニ也」

等々が本遺跡に纏わる伝承文書である。

右文書中、「北津軽郡神社誌」の安倍姓下国系譜として挙げられている安東(藤)氏の家紋改訂については、「秋田家系図」では「後鳥羽院(1186~98)の貞秀」時代となっており、安東(藤)氏が津軽に居を構えてからとみなすのが至当のように考えられるので、一応誤りとみなければならない。「秋田家系図」が正しいようである。また、山王大明神の勅請も管見ではどの系図にも見当たらない。按するに「北津軽郡神社誌」も伝承に基づいて編集されたものであろう。

しかし、「阿吽寺」の存在については、(2)(3)の資料、特に古田良一博士が興国元年(1340)の大海上陸後に作られたものであろうと提唱された『十三往來』にも記されているので、『東日流外三郡誌』(4)の十三宗寺はとにかくとして、室町期に存在していた可能性が強いとみなければならない。当遺跡の解明上強く念頭に置かなければならない伝承と思う。おそらく、山王日吉神社の鎮守社に対し、神宮寺の存在としての阿吽寺が建立されていたものとの仮定を考慮に入れる必要があろう。

嘉吉3年(1443)、一説永享4年(1432)『満済准后日記』所載)、安東(藤)盛季が娘婿である南部義政(又は政盛か)の攻略によって、山王日吉社および阿吽寺も兵火に遭遇して焼却し、唐川城(現市浦村)を経、柴崎城(現小泊村)より渡島したことが伝えられ、この時隨從した阿吽寺の住僧山

王坊が伝弘法大師作のべ勅明王像を護持し、茂辺地（上磯郡、道南十二館の一遺跡を持つ）に一時住し、のち松前に移って庵を結んで阿吽寺と呼称し、山王坊死亡後無生となっていたが、後永正10年（1513）永俠が再興し（おそらく、この時天台宗から真言宗に改宗したものと思われる）、現在の松前の河町寺と現存しているし、また、同じく隨從した永善坊道羽も茂辺地に一字を建立し、安倍貞任の持仏と伝えられる弥勒菩薩（飛鳥時代の様式、盜難で現存せず）を本尊とし永善坊と称したが、のち松前に移り、明和3年（1766）慈眼寺と改称し、明和40年に阿吽寺に合併している。（須藤豊仙著『日本仏教の北襲』参照）このように、中世鎌倉安東（藤）氏によって十三溪に花を咲かせた觀山文化が、安東（藤）氏の退転とともに渡島し、蝦夷地に存続したものではなかろうか。

中間報告に期待する

以上のような伝承を漠然とながら裏づけるように、遺跡の東側を流れる山王坊川から用水堰を開鑿した際、延文年号を刻んだ板碑や宝篋印塔、五輪塔、石仏等が多量に出土し、土地の人々は聖地として畏敬するようになり、郷土史研究家の発掘希望も拒否され、同遺跡が如何なる構造を有し、如何なる性格を持つもののか等の全面的な解明が閉ざされていた。

時あたかも昭和57年、科学研究費補助金を受けられ、「北方日本海文化の形成」の研究テーマを掲げられ、東北学院大学加藤孝氏（考古学）、秋田大学新野宣吉氏（歴史学）、東北大学坂口泉氏（建築史学）の三先生によって学術的に当遺跡の解明が実施されることに決定した。実に不思議なぐらい、何の抵抗もなく決定したのである。思うに、当時安東（藤）氏の研究熱が昂まっていたこともあるが、昭和27年秋、御老体をも厭わざ市浦村の遺跡を御探訪下され、あたたかい御指導を垂れ下された故吉田良一博士の御説引を強く感じないわけにはゆかなかった。ましてや博士と深い縁りのある三先生の御手によって、前人未踏の当遺跡が発掘研究されることになっていたのだから、その感が強かったわけである。

発掘は、前日発掘調査に関するお祓式、録入式を奉行し、12月1日から11日まで嚴寒を冒して敢行され、その結果社殿跡、大島店の礎石・拝殿跡・石段跡・大寺院の礎石が整然と姿を現出し、しかも礎石に立てられた柱の跡や社殿跡出土の壺の石美がガラス状に丸味を帯びていることから兵火にかかかったことを物語っている等、東北地方では珍しい中世の神仏習合の大型地であったことが立証されたのである。その翌年から補助金が打切られたものの、三先生の御熱意によって毎年発掘が続けられ、61年度は甚少ながら村予算も計上され、5年間の成果を、この度、中間報告書として刊行して下さることになったことは、「安東文化のふるさと」を標榜して村づくりを進めている当村にとってこよなき喜びであり、さらに本州最北の安東（藤）氏研究に裨益すること甚大なるを期待し、三先生の獻身的・犠牲的な御厚志に衷心より敬意を表するものである。

また、現参道およびその西側地域に礎石らしきものが認められ、現日吉神社拝殿個所から金銅佛の出土もあることから、当遺跡の全面解明のため、ぜひ続けて調査費を計上されるよう村当局・村議議員の深い御理解を懇望して御筆する次第である。

市浦村 村史編纂委員長 豊 島 勝 蔵

例　　言

1. 本書は、昭和57年4月から昭和61年12月まで実施した青森県市浦村「山王坊跡」の発掘調査と関連遺物調査の中間報告である。
2. 本調査は、文化財の保護と、観光開発の為の史跡環境整備を目的に、市浦村教育委員会が主体となり、文化財保護法第57条1項の規定に準拠して実施したものである。
3. 「山王坊跡」の五次に渡る本調査にあたっては、国庫助成補助金及び市浦村の補助金を受けて実施し、調査員各人の個人研究に関する費用は、調査団員の個人負担金とした。
4. 現在までの調査面積は、総計1,357m²である。
5. 発掘調査は、山王坊跡調査団団長、東北学院大学教授加藤孝の指導のもとに行った。
6. 本書の編集にあたって、発掘調査成果報告を本文とし、各調査員、調査補助員の研究報告は、付章として一括した。
7. 出土遺物の整理作業は、佐藤智雄・兼田芳宏があたり、報告書の編集作業は加藤孝の指導下に佐藤智雄が中心となって、東北学院大学考古学研究室で行なった。
8. 本報告を作成するにあたって、関係各位より御寄稿を頂いた。

市浦村村史編纂委員長　豊島勝藏氏
市浦村教育委員会次長　葛西安十郎氏（代筆）
秋田大学教授　新野直吉氏
9. 本書の執筆は各文末に記した執筆者名による。
10. 本報告書中の作図及びトレースは、第1, 2, 4~6, 15, 16図を兼田芳宏が作成し、第3, 7~14図及び写真図版を佐藤智雄が作成した。
11. 当該遺跡の調査報告書については、すでに発表された記事・論文の成果の一部を含めて報告する。
12. 本報告書中、用語に不統一な箇所があるが、御諒承願いたい。

目 次

序 文

はじめに

山王坊遺跡に憶う

例 言

目 次

調査要項

第1章 調査に至る経緯と調査経過

第1節 遺跡の位置と環境	1
第2節 沿革	4
第3節 調査経過	6
第4節 調査日誌	9

第2章 調査成果

第1節 (仮称)西本宮社殿跡	14
(1) 増石塼大階段跡	
(2) 後拌付拌殿跡	
(3) 大鳥居跡	
(4) 石組階段跡	
(5) 廣庭跡	
(6) 本社殿跡	
第2節 (仮称)東本宮社殿跡	20
(1) 大型寺院風拌殿跡	
(2) 渡廊跡	
(3) 舞殿風拌殿跡	
(4) 石組溝跡	
(5) 瑞垣跡	
(6) 廣庭跡	
(7) 本社殿跡	
第3節 出土遺物	27
第4節 関連遺物	33
付 章	
津賀山正坊とその史的背景	新野 康吉…37
市浦村蓮華庵の石造物報報	佐藤 智雄…54
山王坊(仮称)西本宮社殿跡本社殿跡に關する二・三の考察	兼田 芳宏…56
写真図版	63

調査要項

1. 遺跡名	山王坊跡
2. 遺跡の所在	青森県北津軽郡市浦村大字相内字岩井84-22~26
3. 調査期間	昭和57年8月6日~ 9日 昭和60年10月23日~31日 同 10月9日~ 11日 昭和61年5月11日~12日 同 12月1日~ 20日 同 8月4日~14日 昭和58年1月28日~11月29日 同 10月18日~24日 昭和59年4月30日~12月8日 同 11月22日~24日 昭和60年8月6日~ 11日 同 12月28日~30日
4. 調査面積	1,357m ² (総計)
5. 調査組織	
調査責任者	市浦村教育委員会教育長 柏谷秀一
調査団長	東北学院大学教授 加藤孝
調査員	秋田大学教授 新野直吉 東北大學助教授 坂田泉
調査補助員	埋蔵文化財発掘調査研究所 逆佐孟 市浦村教育委員会公社事務局 義正・工藤明 埋蔵文化発掘調査研究所研究員 佐藤智雄・兼田芳宏 東北大学工学部大学院学生 西堀正樹・阿部仁史・木戸哲 永井康雄・渡辺雅彦・稻万鎮夫 東北学院大学文学部史学科 今別幸司・及川好子・小野和歌子 考古学専攻学生 小島ゆかり・齊藤彰裕・五月女雅人 崎尾知子・佐藤哲也・渋谷潤 高木弘子・高橋求・冢田智子 本間友章・浜田宏・八幡伸明
調査協力及び参加者	市浦村教育委員会、市浦村役場、市浦村日吉の神社氏子總代各位、北奥文化研究会各位、市浦村村民有志各位、市浦中学校教職員各位、相内小学校教職員・生徒、金木高校小泊分校生徒有志、中里高校教職員各位、十三棲迎寺、相内蓮華庵、脇本洗磯崎神社

山 王 坊 跡

本 文

第1章 調査に至る経緯と調査経過

第1節 遺跡の位置と環境

山王坊跡（1）は、青森県北津軽郡市浦村相内字岩井84-22~26、山林に閉まれた現在の三吉神社周辺一帯に埋もれた中世における神社寺院跡の遺跡である。本遺跡が所在する青森県は、本州の北端に位置し、北に津軽海峡を挟んで北海道、南に秋田・岩手県と境を接しており、その風土は同じ北国でありながら、日本海側と太平洋側では著しく違い、培われた歴史や文化も近世用語の「津軽と南部」という言葉の意味が示す様に、その内容を大きく異ならせている。日本海側には津軽平野や津軽半島などの地形が展開しており、平野部は冬豪雪の割に穀倉地帯という豊かな土地柄を呈していて、古くから人々の暮らしを育んで来た地域であり、その平野の中央を南から北へ流れる主流岩木川は、その北端に位置する十三湖に注ぎ込み、さらにそこから日本海へ流れ出している。津軽半島の西海岸中央部に位置する市浦村は、その十三湖岸の北西側周辺に立地していて、湖岸・海岸部と段丘・山間谷に大きく分けられ、北側を小泊村、東側を蟹田町・中里町と接し、西・南側を車力村・日本海・十三湖と接している。遺跡の所在する相内地区には、段丘を縫う様に、北に唐川、東に山王坊川・桂川・相内川等の河川があり、後者は十三湖の北岸で合流し湖に注ぎ込んでいて、河口には小規模な三角洲を形成している。山王坊跡はこの山王坊川が丘陵縦谷より平地に流れ出るその麓に立地し、北に陥しい丘陵斜面、南に平地とこの丘陵より張り出した南北に長い小高い段丘が両側に形成されていて、十三湖を南面とする様に位置している。裏返し山に閉まれ南側のみに景色が開く遺跡周辺の地形は、所謂「神奈備」を呈するもので、星なお暗い山の斜面には、巨石が露出している場所が各所にあって、古くから村民の信仰地として受け継がれて来た場所であるが、その信仰の所以や実態はこの山王坊跡の発掘調査



第1図 遺跡位置図(1)



遺跡地名表

No.	通 路 名	地 点	種 別	年 代	No.	通 路 名	地 点	種 別	年 代
1	山玉坊跡	山林	神社・寺院跡	中世	11	瀬草遺跡	山林	伽藍地	奈良平安
2	オセドウ貝塚	山林	貝塚	縄文(前一後期)	12	唐川遺跡	及川町・大字一色	磐火群	奈良平安
3	磐火浦跡	海・河原	前方後円・古墳	縄文(中期)	13	赤坂遺跡	山林	磐火群	奈良平安
4	ダガレ山遺跡	山林・原野	磐火群	縄文・奈良平安	14	十三遺跡	松内	伽藍地	中世～近世
5	佐石遺跡	山林・原野	磐火群	縄文・奈良平安	15	十二遺跡	山林	伽藍地	中世
6	佐原遺跡	原野	磐火群	縄文・奈良平安	16	猿島遺跡	山林	伽藍地	平安・中世
7	東坂遺跡	山林・原野	佐原跡	縄文・奈良平安	17	河原遺跡	原野	伽藍地	中世
8	五重女冠遺跡	山林・原野	佐原跡	縄文(後期)	18	明神遺跡	原野	神社跡	中世
9	砂山遺跡	山林	佐古跡	縄文	19	御殿台遺跡	原野	伽藍地	中世
10	中島遺跡	原野	水城跡?	奈良平安	20	唐川城跡	山林	冥府(アシ)	中世

(遺跡名及びその内容は市原村史(第3巻), その他のに依った。)

第2図 遺跡位置図(2)

によって、序々に解明されて来ているのであり、是迄の調査によって発見された神域跡は、現在の日吉神社西側一帯の平地と丘陵斜面に位置しており、その境を近年の用水路・山王坊川が流れている。

この様に村内には、古への歴史や文化を伝える史跡や名勝及びアイヌによって理解される地名が各所に残っているのであるが、一体人々がこの地に居住し、歴史が開闢したのはいつの頃より初まるのであろうか。考古学による調査成果によれば、段丘や砂丘上に形成されたオセドウ貝塚(2)・菅畠遺跡(3)等の貝塚やナガレ山遺跡(4)・蛇石遺跡(5)・大沼遺跡(6)・実取遺跡(7)の竪穴・生居跡群、その他五月女泡遺跡(8)・砂山遺跡(9)等の包含地が立地している事から、この地に生活や文化が根付いたのは、ほぼ繩文式文化時代から始まるといえ、古代においても十三湖に浮かぶ中島遺跡(10)や露草遺跡(11)・唐川遺跡(12)・赤坂遺跡(13)等が立地している事から、十三湖周辺がその生活圏として引き継がれていたものと考えられ、これまでに発見された遺跡群は十三湖岸に集中している感がある。古くから水辺周辺が人々の生活の場として活用されていた事が窺われる所以であるが、その事は中世津軽安東氏がこの地を拠点とし、十三湖が「三津七渓」の一つとして栄えた事や江戸時代北前船航路北の要衝となつた事の遠因といえるのである。歴史時代に入ると津軽・等は中央と服わぬ蝦夷の本拠地として、『日本書紀』『続日本紀』『三代実録』等の文献にも登場し、十三湖周辺より土師器・須恵器等の遺物も出土している事から、外地の文化を吸収し生活が営まれていた事は明白であるが、最終的に中央の支配体制が具体的にどの様に関わっていたのかは不明な点が多く、古代から中世にかけて成立した安東氏の出自に疑問が多く残るもの、この時期の歴史・文化やそれを表す遺跡が発見・調査されていない事に起因するものである。しかし中世に営まれた遺跡のはほとんどは安東氏に関係するもので、それは『十三湖新城記』『十三往來』『東日本流外三郡誌』などの文献・伝承等からも裏付けられるものであり、その遺跡の広がりは湖岸や局地の段丘上に立地する十三遺跡(14)・檜林寺跡(15)・史跡福島城跡(16)・琴湖岳遺跡(17)・明神遺跡(18)・鉄砲台遺跡(19)等の他に、唐川城跡(20)などの山間部にまで及んでおり、これらは中世都市の景観を鑑みるものである。これら遺跡に伴なつて出土する中世遺物の多くは、中央から搬入されたものがそのほとんどであつて、安東氏の権力や文化が中央との密接な関係によって生まれた事を表わしているのであるが、この山王坊跡の発掘調査によって具体的に遺跡と遺物が結び付き、考古学という手法によってその文化内容が解明されたのである。

山王坊跡の調査は、昭和57年度文部省人文科学研究費補助金によって行なわれた、「北方日本海文化の形成」というテーマに基づく考古学班の安東氏関係遺跡の調査にその端を発して、その三年間の調査が終了し、村当局が主体となつて二年目、全体として本年度で五年目にあたり、今回の報告はこれまでの山王坊跡発掘調査成果をまとめ中間報告としたものである。

兼田芳宏

第2節 沿革

『山王坊跡』の調査に到る経過を回顧するに当って、『胡砂吹く庭』とうたわれる東北々端の地に、中世津軽安東氏研究史の中にも、長い研究の足跡が秘められているのである。

『山王坊跡』は、青森県北津軽郡市浦村相内山王沢一円を含む津軽安東本宗家の遺跡と称せられ、現状は山林で、日露戦役後、國に献木してしまった跡地に、杉、桧樹の植林が徐々に行われ、大正天皇御即位を記念して、氏子林、学校林、相交叉して、植樹の完成を見たという。したがって、遺跡上には、大正以前の伐載古株跡、明治末期植樹の杉桧樹、大正初期の補植完成を見た杉桧樹林が樹令八〇年余を数えて、天空を鬱蒼として星なお小暗く、見るからに神さびた美林地帯となっている。明治初年建替えたと伝えられる相内日吉の神社・殿が、山王坊沢西寄りに勅請せられ、それに通ずる細道の参道が一条拝殿方向に通じているのみで、他方、裏手、山越えに通じる裏参道たる山路一條と、連結しているのみである。

考古学上の回顧をするならば、現在の十三湖周辺は、史跡亀ヶ岡遺跡が、旧十三湖周辺の遺跡として、早くより内外に知られていたので、津軽安東文化と無関係ではないとする学風もあったのである。

特に、大正年代、市浦村相内のオセドウ貝塚の調査があった。当該貝塚は、中世津軽安東氏の本宗家が築城したといわれている史跡福島城外郭を占めている点、採集せられた縄文式土器が、亀ヶ岡式土器とは異なって、円筒式土器であったために、同時に出土した同文化期の古人骨と共に、考古学上、地域内に大きな反響を喚起することになったのである。

他方には、縄文式文化時代の遺跡や遺物の探査・採集とは裏腹に、これら周辺地域には一円に、陶磁片の散布を見、美しい陶磁片の美を追うて、その採集に熱意を燃やす輩も數多くなり、その結果、青森県内外に、さまざまな論議がなされるようになって、『津軽安東家といふのは云々』^{レアリヤ}というような結論になっていたといでのある。こうした事態に対応して、青森県内では、大正頃、奥田頴氏を会長に仰ぐ『十三史談会』が結成せられ、福士貞蔵、佐藤公知、松野武雄、成田末五郎、佐藤慶治、山内英太郎、佐藤雨山、成田彦栄、板谷八郎、倉倉弥八、豊島勝藏その他の諸先覚が、その傘下に結集せられたといでのある。^{タツタラ} 繰々たる面々なので、会合の度毎に、考古学上の論議が交わされ、中世津軽安東氏関係の遺跡、遺物に、話題が及んだことが窺われる。

昭和初年、喜田貞吉博士が、仙台に来られて、現在の東北大學内に、當時奥羽史料調査部を設置せられて、東北諸地域から蝦夷、千島に及ぶ、万般の史料蒐集に当られたのである。そして、それらの中から、すぐれた論考が数々発表せられた。中世津軽安東氏に直接関連した考古学関係の一つとして、『夷弓に関する論説』(東北文化研究第1卷、第5号)があり、これは史跡青森県八戸市是川遺跡出土品に關連して、秋田子爵家重宝の小弓について論及せられた。中世津軽安東氏=蝦夷管領家の本宗が、この夷弓と同格のものを秋田家に伝え、同家では『伝国之璽』同格の扱いを以て伝世せられて、今日に及んでいるが、その源泉は史跡是川遺跡出土の三張の小弓に、その系譜が考えられる結果だ。また、福島県三春町に保管せられていた旧秋田子爵家の家蔵品が、奥羽史料

調査員に寄託せられたのである。寄託せられた秋田家文書の研究が進むに従って、早くから史料整理のなされていた岩手県盛岡市の南部藩関係資料側から、眺められていた津軽側の歴史観察の角度が、再確認せられたり、或いは修正せられたり、極ては否定せられたり、種々の研究が生れ、文献側の研究は格段の進展を示したが、中世津軽安東氏の考古学上の事象については、文献史料研究の進展とは裏腹に、足踏状態であったのである。

したがって、中世津軽安東氏本宗家が中心となって繁栄を極めたと文献史家が呼称する津軽十三湊跡には、幾多の史家や考古学者を招き入れてはいるが、遺物の分布のみあって、遺跡の証跡に乏しい庵廬として、眼に映じたことであろうと考えられるのである。太平洋戦争後、市浦村内の谷々で、開田作業が進み、岩木川河口附近の開田のために埋立も行なわれることになった。そのため谷々では用水路開鑿作業や十三湖中島からの採土作業が行われた。その際に、山王坊川河谷では、中世石造物の破片が、十三湖・中の島採土場からは、古代・中世の遺物が出土し、識者の注意に上がったのであるが、遺跡そのものは、そのまま放置せられたというのである。

昭和27年度、古田良一博士の十三湊跡の研究に同道し、『山王坊跡』をはじめ、十三湖周辺の遺跡踏査が行われた。『山王坊跡』の津軽比較式山王大鳥居前に建てられた六地蔵堂内に散乱する中世石造物片の数々に注意せられた同博士は、同伴した青森県周辺の学者達に対して、此等の石造物片は、中世津軽安東氏が、船によって、當時中央から運んだものに相違あるまいと結ばれ、専門とせられる海運史の一端を隨地講演せられたのである。そして同行した筆者に対しては、"貴君はいずれ、この地域の考古学上調査をするようになるであろうが、よく注意して置くように"との達しがあったのである。

その後、市浦村では、農島勝蔵、葛西安十郎の両氏を中心に村史編纂委員会が出来上がり、村内資料及び関連資料の蒐集を行った際に、『山王坊跡』にある現在の日吉の神社拝殿改築に際して、中世金銅製品『懸仏』が出土していることを発見せられたり、山王坊川河道の移転に際して、同じく懸仏の出土を認定されたのである。文献の方では委員会が、『東日流外三郡誌』上、中、下巻、及び『東日流外三郡誌年表』一巻を刊行し、一種の津軽安東旋風を巻き起すことになったのである。

昭和57年度、村当局の希望により、縁あって、日本海運史の権威、古田良一博士の遺命通り『山王坊跡』を考古学上調査することになったのである。

昭和57年度より、今まで発掘調査を継続した結果、この5ヶ月の間、二組の中世的社殿跡が、猛火を蒙った痕跡を残し、その姿を現わすようになったのである。合わせて、中世神仏習合の遺物も出土し『山王坊跡』というからには、出現した二社殿跡は中世津軽日吉の神社跡となることであろう。さすれば、当該遺跡は、中世津軽安東氏本宗家の遺跡と觀るのが當然であろう。

なお、昭和57年度以来結成せられている調査団には、歴史学、考古学、建築史学のそれぞれの分野が参画し、各独自の研究をも展開している。この度の報告は、"安東文化のふるさと"第2年目の調査報告を兼ね、61年度までの考古学上の調査を主として中間報告とし、他日、来年度以降に総合的本報告として、各分野からの稿を収めて結びとする計画である。

加藤 孝

第3節 調査経過

『山王坊跡』なる遺跡については、過去において、考古学上の調査のなかった遺跡である。但し、戦前、戦後（太平洋戦争）食糧増産のため、山王沢の津軽比叡式山王大鳥居南方の老松樹以南の諸地域の山林原野に開田の鍬が入れられ、さらに、開田せられた水田に用水施設が必要となって、山王坊川の一部に、河道の変更が行われた際に、石造物、石製品、陶磁器片等の出土を見たというのである。その大半は仏寺に関係するものとして、土地の所有者達の住む相内地区に運搬せられ、その一部は相内蓮華庵に保管せられたというのである。

戦後、開田は一段と進み、石造物等の破片発見毎に津軽比叡式山王大鳥居前の六地蔵堂附近に山積せられるようになった。地目は山林原野であっても、中世津軽安東氏に關り深い『山王坊跡』のことであるので、述上の石造物は、一部は四散したのでその跡と密接に関連するものとして、地域の愛好者達の注意をとらねてはいたのである。

一方、津軽比叡式山王大鳥居北部区域一帯は、大正初年に植樹した杉桧の美林を形成し、その下方には、全山、津軽根曲竹の叢林と灌木林となっていて、わずかに、明治初期に造営された日吉の神社に通ずる参道が、中央に一條通する程度であったのである。

このような現状に当って、調査の計画を立て、3ヶ月で一応の成果を期したのである。

先づ、十三湖周辺の諸地域には、古来多くの学者、考古学徒が調査と称して訪ねてはいるが、遺跡が明確にせられていない。遺物については、数多く採集せられたものが紹介せられていて、学界に対して、遺物の系統論など報じた研究者も決して少しとはしない。

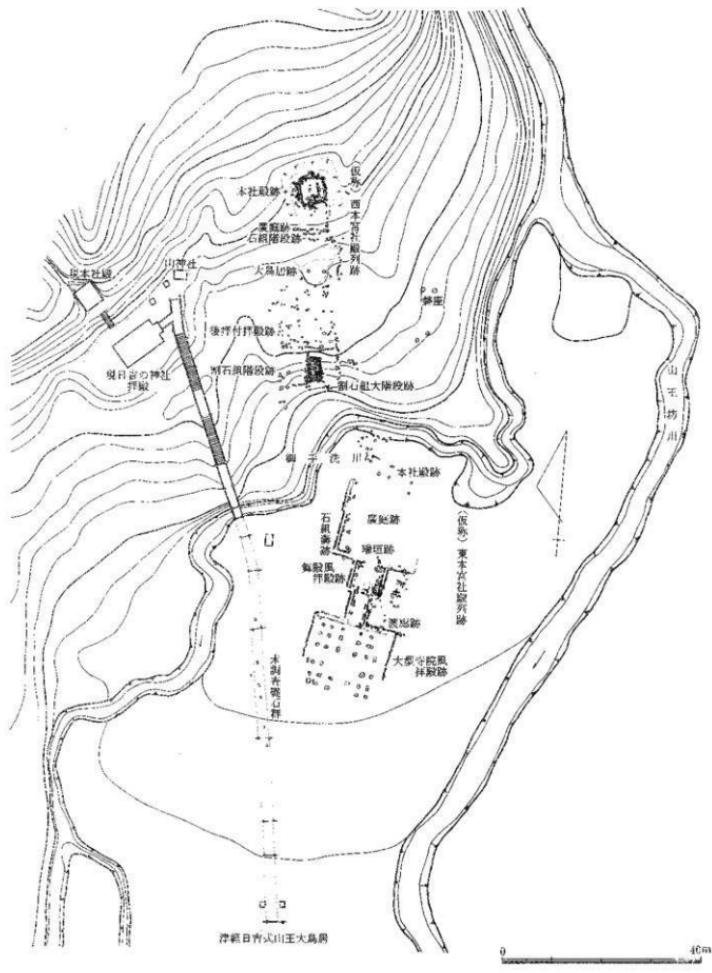
この地域の考古学上の調査に、最も大切なことは、遺跡を掘り起こすことである。これが『山王坊跡』の調査最大の山場であると考えたのである。したがって調査方針は、遺跡を具体的に提示することが主要眼目であった。

〔第一年度〕

昭和57年度は、古来遺物を発見したと伝えられている地域を観察するに、山腹斜面に地業を切った様子が見られるので、その位置を手掛りに、発掘を進めた。二ヶ所に大きな古い発掘坑があつて、陶磁破片の散乱する状態であった。古い発掘坑の整理を終え、ただちに測機を設定して、磁石による南北中軸線を選んで杭打ち作業に入り、考古学上の手順に従つたのである。

中間報告の現状では、(仮称)西本宮社殿列本社殿跡に最初の手を加えたことになる。地形が北高南低の斜面のため、覆土が意外に少く、南北中軸線上、表土層、表土下堆積層剝離の段階で、廣庭跡、石組階段跡、門又は大鳥居跡、後拝附拝殿跡、割石組大型階段跡、御手洗川という序列で発見があった。さらに約50m離れて、御堂風建物跡1棟分を追加したのである。この間、北奥文化研究会・地元小学校生徒の応援もあったりした。

昭和57年12月20日、調査団の報告会を市浦村コミュニティーセンターにて行い、加藤、坂田、



第3図 山王坊跡平面図

新野三調査員が、交々現状を報告したのである。

本邦最北端、文化果てる処と称せられた『十三の砂山』の地に、立派な大型礎石を配した中世建物跡群が、整然と出土したことが公表せられ、村民各位の心情が一変したと、白川治三郎村長・葛西安十郎企画課長の謝辞があった。

〔第二年度〕

昭和58年度は、御堂風建物跡の方位が、既発見社殿列跡の方位と、その方向性を異にする点について、建築史の坂田調査員の指摘があって、その御堂風建物跡を中心に全遺跡に、考古学上の『網目状調査区』を設けて、ボーリング調査を開始し、試掘観察では、表土腐殖土、水成堆積土の順で、その層厚は約60cm、その下方に礎石様の石が配列せられ、前述の御堂風建物跡の一群が形成せられることを知り得たのである。なお、滋賀県・福井県・秋田県・青森県・北海道南部の関連遺跡の調査を行なった。

〔第三年度〕

昭和59年度は、前年度の状態では、泥沼作戦になる恐れがあるので、計画の延長の必要ある旨、村当局に通知し諒解を得て、明治期と現今時の村保管の地籍図のコピーを頼い、調査計画の変更を行ったのである。

一方、調査団としては、津軽安東氏の山王坊跡の氣宇宏大なるに鑑み、広く津軽安東氏関係遺跡を見聞して置く必要ありとの意見もあって、福井県小浜市、滋賀県大津市、秋田県秋田市、同能代市、青森県深浦町、その他同県下の市町村の視察をして、資料の蒐集に当たったのである。

〔第四年度〕

昭和60年度は、御堂風建物跡を起点として、その北方の表土剝離に当たった。村当局より、環境整備費の援助を受けて、山側に、磐座跡の発見、御手洗川両岸近く、(仮称)東本宮本社殿列跡及び、渡廊跡の一部、舞殿風拝殿跡の一部を発掘した。

この間、日吉の神社氏子總代方では、神域山林間伐作業を施行。重機類導入で、遺跡の一部調査上の支障はあったものの、大過ではなく調査進行の便宜を得たのである。

調査が大型化し、土木工機導入の必要もあって、この年度より、埋蔵文化財発掘調査研究所の遊佐孟氏を調査員に加え、増加する配土作業等に意見を求め、他方には、東北大学工学部大学院学生等の参加もあって、作業を進めてくれたのである。なお、五所川原市に本部のある北奥文化研究会々員は交替しながらも、援助の手をさしのべて来られたのである。

〔第五年度〕

昭和61年度。この年度は、(仮称)東本宮社殿列跡、西側半分の社殿列跡の発掘に当たるのである。

表土下約40cmの水成堆積土層中には、遺物は含まれず、永い間、山王坊川の河川氾濫による堆積土であることが判明したので、全員発揮と配土とに当り、(仮称)東本宮社殿跡西端前方に石組溝跡、本社殿廈庭の西側に端垣跡を示す礎石列と本社殿跡正面には舞殿風溝跡全容(礎石と石組溝跡)、溝跡(礎石と溝跡)大型御堂瓦、瓦殿跡の溝跡等を全面発掘することが出来たのである。

この調査においても、村当局環境整備事業費の一部と、東北大学工学部大学院学生、東北学院大学文学部史学科考古学専攻学生の参加があった。

なお、(仮称)西本宮社殿跡の本社殿跡社壇構築上の諸問題研究のため、考古学上の再調査をも実施したのである。

また、発掘した全遺跡共々、火気を蒙った痕跡が著明であって、出土遺物は僅少ではあるが、(仮称)西本宮社殿跡では、石造物と中世土陶器片の残欠が、同様殿跡では、青磁片、金工品金具片、銅手洗川岸で、青磁片、石組溝跡内では中世火舗破片、その他、焼木、灰その他の含まれ、中世鉄製品釘頭部も、数多く各處で発見せられた。その上、同村相内蓮華庵保管の石造物片が、山王坊跡に密接に連続するというので、加藤孝司長、佐藤智雄、兼田芳宏両調査補助員外によって、土製品、金工品を含めて調査を行ったのである。

加藤 孝

第4節 調査日誌

(昭和57年度)

○昭和57年8月6日、7日、8日、9日。

中世津軽安東氏関係遺跡の考古学上の調査を実施するため、東北学院大学加藤孝、秋田大学新野直吉、東北大学坂田一泉、関係者をもって調査団をつくり、3ヶ月を一期とし、爾後延長することのあることを以て活動を開始する。安東氏関係遺跡の特色を観察するために、秋田県、秋田市内、全能代市内を視察、その足でもって、青森県北津軽郡市浦村に出向き、同村長等三役に調査希望を伝達し、許可を賜わる。調査希望地域に関しては、調査団側は白紙とし、村当局が先づ実施して欲しいと言うところを村側で決定し、調査団はそれに従うこととした。

調査費は、昭和57年度文部省人文科学助成補助金『北方日本海文化の形成』の考古学班(加藤、新野、坂田)の分担金、全額をもってし、みちのく銀行仙台支店より、青森県北津軽郡小泊村、みちのく銀行小泊支店別設口座に振込み、市浦村当局に調査費の全額を移譲した。したがって、村当局行政の一貫として調査を施行するという軌道をつくり、考古学上、調査に新例をつくったのである。

○昭和57年10月9日、10日、11日。

中世津軽安東氏関係遺跡調査地域として、企画課長葛西安十郎氏より『山王坊跡』の調査を行って欲しい旨、白川村長の希望等伝達せられ、現地視察。調査実施案を取りまとめる。市浦

村史編纂委員長豊島勝蔵氏と協議、調査の大綱を決定する。

○昭和57年11月29日、30日。12月1日、2日、3日、4日、5日、6日、7日、8日、9日、10日、11日、12日。

市浦村山王沢所在の日吉の神社拝殿において「発掘調査鍵入式」挙行。調査団を代表して、加藤、調査の予定計画と安全と協力とを要請。

調査開始。

発掘予定地の現状視察撮影。予定地に簇生する津軽板曲竹及び灌木類と羊齒類の刈り取りを施行。古い地業と観察せられ、人頭大河原石群の堆積している所より発掘調査を始める。当該地区を起点として、測機を設定し、南北線を仮設し、遺跡発見の順序とする。観察によれば、俗に『津軽安東氏埋蔵遺宝探し』と、呼称する向きがある、予定地区に、発掘坑跡が幾々にあって、遺跡の保存状態の安否が気遣われた。この期の調査で、地業のある位置に建物跡一棟、他に門跡又は大鳥居跡礎石、礎石をもつ後拝附拝殿跡一棟、区画石列跡、割石組階段跡二組等が発見された。測機で仮設した南北中軸線上に、各遺跡がかかるので、当該遺跡は、当初から企画せられたものと認定せられた。

また、出土遺物としては、地業を切った位置の古い坑跡周辺より、中世陶磁片若干、拝殿跡から焼けた青銅製金工飾品残片、青磁破片等を得た。なお、現在ある津軽式比叡大鳥居の位置と新しく発掘せられた割石組階段跡の中間点に、刈り払いによって、発見された方型土壇状の高地があったので、新野調査員の強い要請で、ボーリング調査と表土除去実施。この調査で、大型社壇上に、大型礎石を配置した阿弥陀堂風の建物跡一棟分を発見。当該遺跡は、猛火を蒙った痕跡が、いずれの点からも観察せられた。猛火の痕跡は、前述のいずれの遺跡においても同断であると認定せられたのである。同期間中、文部省人文科学研究費下附の主座であった東北学院大学教授伊東信雄博士の視察があった。なお、北奥文化研究会・村史編纂委員会の応援も得た。

○昭和57年12月20日。

18時～20時 市浦村主催で、調査成果の報告会が同村教育委員会大講堂において施行せられた。なお、引き続いて、北奥文化研究会においても同報告会が行われ、五所川原市の会場が使用せられた。

加藤 孝：『山王坊跡』発掘調査とその成果

坂田 泉：山王坊跡の建物跡（中世建築の特質）

新野 直吉：津軽と安東氏

於市浦村コミュニティセンター

〔昭和58年度〕

○昭和58年1月28日、29日、30日、31日。2月1日。

福井県小浜市、滋賀県大津市へ中世津軽安東氏関係遺跡、遺物の調査出張。加藤、新野、坂田三調査員同行し、中世津軽安東氏関係の遺跡、遺物、古文献、関係資料の蒐集を行う。

○昭和58年7月21日、22日、23日。

加藤、坂田両調査員、『山王坊跡』関係の遺跡、遺物調査のため秋田市、能代市、青森県深浦町、鰐ヶ沢町、弘前市に出張。調査関係資料の蒐集を行う。

○昭和58年8月2日、3日。

市浦村十三瀬の中島遺跡調査を援助。中世十三瀬関係遺跡を発掘する。

○昭和59年9月

坂田調査員、昭和59年度日本建築学会大会、学術講演

題目『中世津軽の山王坊遺跡について』

発表者 坂田 泉

担当会場 於 金沢大学

○昭和58年10月8日、9日。

東北史学会昭和58年度総会研究発表

題目『中世津軽山王坊跡の調査』

発表者 加藤 孝

担当会場 於 岩手大学

○昭和58年11月25日、26日、27日、28日、29日。

山王坊跡の調査、測量、作図調査を行う。加藤、坂田両調査員。

(昭和59年度)

○昭和59年4月、30日、31日。

日本考古学協会昭和59年度総会研究発表会に於て、調査成果の中間発表を行う。

「中世津軽安東氏関係遺跡」

—特に中世十三瀬山王坊跡の調査—

発表者 加藤 孝

担当会場 於 法政大学

○昭和59年10月9日、10日、11日、12日、13日。

『山王坊跡』調査。市浦村所蔵の明治期地籍図。現時地籍図等の調査。(仮)西本宮跡の精査。遺跡の点検。記録作業を行う。(仮称)西本宮社殿列本社殿跡より石造物2点発掘。調査団、北奥文化研究会の応援を受く。

○昭和59年11月24日、25日、26日。

『山王坊跡』調査。特に中世十三瀬関係遺跡に力点を置く。調査団。

○昭和59年12月7日、8日。

『山王坊跡』関係諸事項の整理のため市蒲村出張。伝山王坊跡出土の石造物について、教委保管品を観察 加藤団長 他。

○昭和59年12月20日。

北奥文化研究会に、研究成果の一部を原稿として送附。

〔昭和60年度〕

○昭和60年 4月13日、14日。

福島県三春市歴史民俗資料館に於て『安東秋田展』を開催。『山王坊跡』出土の石造物出陳のため出張。同館陳列の中世津軽山王坊跡関連遺物観察。加藤、坂田両調査員。

○昭和60年 6月17日。

青森県北津軽郡市浦村環境整備費『山王坊跡』関係費について、改めて村当局より委嘱せられ、60、61、62年度 3ヶ月間調査並びに整備について相談あり。

したがって、61年度に中間報告書を刊行。63年度に最終報告書刊行予定の旨を村当局に答申。

○昭和60年10月23日、24日、25日、26日、27日、28日、29日、30日。

『山王坊跡』(仮称)東本宮社殿列跡の発掘調査施行。磐座跡、(仮称)東本宮本社殿跡、舞殿風涙殿跡、渡廊跡、大型寺院風拝殿跡等の礎石を各建物跡に発見する。なお、各建物跡には、石組の構造が軒線として残っていることが、改めて認定せられた。且つ各建物跡礎石は猛火の痕跡を止め、灰、焼木片、等の散乱も認定せられた。

表土下約40~60センチの堆積層は、山王坊川の運積土壤であって、その間に遺物包含層は含まれていないので、遺跡焼失後、再建、または再構築の痕跡については、考古学上認め得られないことが知られた。なお、現在表土は約20~50センチの堆積土となっているが、杉樹、桧樹、羊齒類等の腐植土層であった。

本調査には、仙台市内の埋蔵文化財発掘調査研究所々員の参加があった。

○昭和60年11月23日、24日。

『山王坊跡』調査について、秋田大学新野調査員と特に協議する。

〔昭和61年度〕

○昭和61年 5月11日、12日。

昭和60年度調査において、遺跡の拡張に伴って、新しい社殿跡が発見せられたので、市浦村当局に、61年度調査について改めて打合せのため出張する。遺跡の拡大化に伴い、積土排出と遊歩道建設のため、埋蔵文化財研究所の遊佐孟氏を土木工学の立場で、調査団に参加を願うこととした。

○昭和61年 6月 2 日。

市蒲村全村『安東文化のふるさと』造りについて協議会があつて、その中で、『山王坊跡』の

将来像について、調査団としての意見を要請せられた。加藤、坂田、遊佐調査員出張。

○昭和61年8月4日、5日、6日、7日、8日、9日、10日、11日、12日、13日、14日。
　『山王坊跡』発掘調査、(仮称)西本宮跡の精査。(仮称)東本宮社殿跡西半分の精査。

石紙による溝跡が、本社殿跡西端に、その端を発していることを発見。本社殿前の廣庭跡の西端部には、看垣跡の礎石が配せられていることが知られた。

方形で、石組溝跡で囲まれた舞殿風拝殿跡の精査、渡廊跡、大型寺院風拝殿跡社壇下の排水溝跡の検討、その他。

○昭和61年8月21日。
新野調査員「秋田さきがけ」新聞誌上に調査研究成果の概要を公表。

○昭和61年10月18日、19日、20日、21日、22日、23日、24日。
『山王坊跡』調査。東北学院大学文学部史学科学生による大型寺院風拝殿跡の東西溝跡の調査石組の列は外側だけとなり、建物跡礎石の南から第三列目の線で、姿を没していることが認められた。

全跡を清掃。

○昭和61年11月22日、23日、24日。
〔伝山王坊跡出土石造物〕調査
市浦村相内蓮華庵保管の石造物群の調査。大半が仏教関係の石造物片である。
王輪塔、宝座印塔、無縫塔、經塔、石造菩薩像等の台座や残片である。

加藤調査団長、佐藤智雄調査補助員、学生一名。

○昭和61年12月28日、29日、30日。
〔山王坊跡関連出土遺物〕の調査
市浦村相内蓮華庵保管に関わる石造物群の実測、撮影、観察調査。80余点にわたる中世石造物片を整理する。金工品、藏骨器等の発見もあって、終了する。

加藤調査団長、佐藤、兼田両調査補助員、学生一名。

加藤 孝

第2章 調査成果

第1節 (仮称) 西本宮社殿跡 (第3・4~6図参照)

(仮称) 西本宮社殿跡は、山王沢の高地中央部・南斜面に地業を設け、南北一列に配された礎石のある建物跡と施設で区画された社殿跡で、南から割石組階段跡・後拝付拝殿跡・大鳥居跡・石組階段跡・廣庭跡・埋経施設を社壇下に設けた本社殿跡等が発見されている。割石組階段跡から本社殿跡までの建物跡や施設跡等の仮想中軸線が、ほぼ一致する事から、当初より計画されて造られた社殿跡であると観察される。

昭和61年度の調査では、主として本社殿跡の精査作業を行なった。

(1) 割石組大階段跡 (第3・4図、写真図版2)

(仮称) 西本宮社殿跡の最南部、緩やかに蛇行する御手洗川より、低い社壇上に設けられた後拝付拝殿正面までの急斜面上に、割石組階段跡が発見された。階段跡は、後拝付拝殿正面に列なる大階段跡と、後拝付拝殿跡西脇に取り付く石組階段跡があって、共に割石と一部人頭倍大の河原石を用いて構築されている。

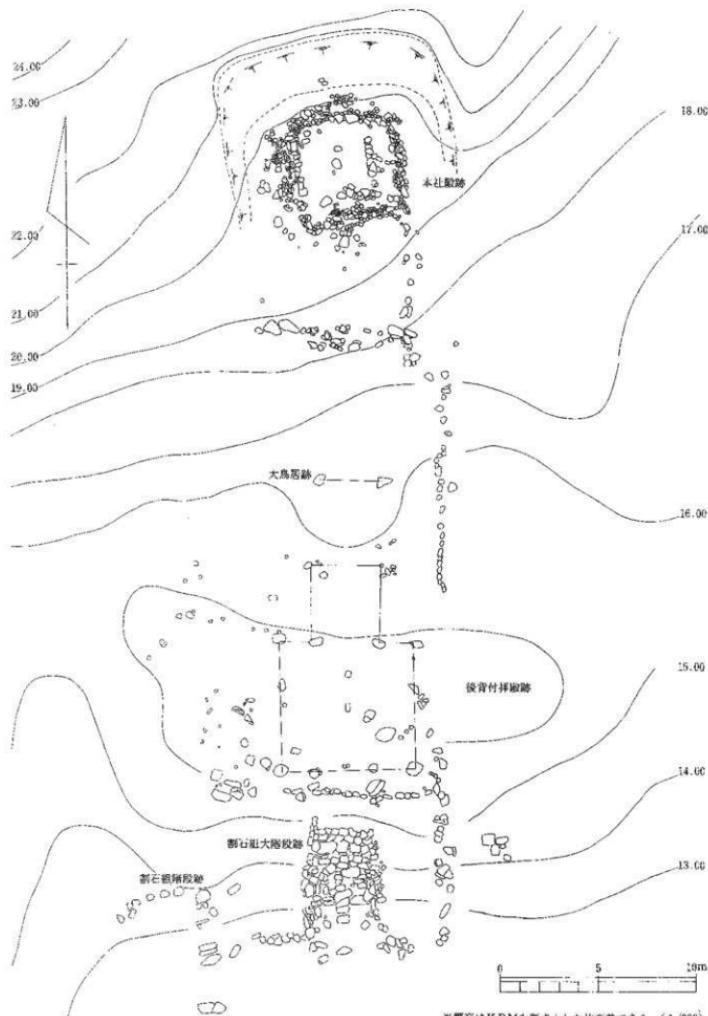
遺跡は、急斜面上に位置している事から、風雨・雪による荒廃が著しく、加えて御手洗川築橋工事等の際には、一部基礎工事に階段跡の割石等が転用された事もあって、全容は知り得ない。

大階段跡は、東西両端に耳石をしっかりと積み込み、高低差5m・残存長6.4mに跳上り約18~25段・踏面35~40cmの石列が2.8m幅で12~13段残されていた。残存していた階段跡の南端中央部には、樹令300余年を経た古杉樹の根株があり、日露戦争当時、国家献木の為、冬期伐採されたという伝承に基づけば、現在より400年以前に割石組階段跡は廃止され、杉の若樹が成長することのできる環境となっていた事が考えられる。現存する割石組階段跡の西南端より西側の石組階段跡までは土留の為のものか、東西に並ぶ石列が残されている。

大階段跡の西側4mに位置する石組階段跡は、数段の石組みと、一部耳石の跡が残されているだけである。これは、通常の通行には西側の階段跡が用いられた為で、遺跡の破壊が甚だしい理由の一つと考えられる。

(2) 後拝付拝殿跡 (第3・4図、写真図版3)

割石組階段跡の北方正面、本社殿跡の南方下方斜面に地業を設け、低い社壇を突いて位置する建物跡のことと、残存礎石15個から成る礎石を据えた建物跡である。礎石の配置から正面三間、側面三間で南面し、正面中央礎石の1柱南側には3柱幅で建物跡に取り付いていた階段跡の礎石が2個あり、建物の北側中央には一間の張出し部のあった事が知られる。付近にある礎石の中には、原位置からの抜取り、あるいは移動のあった事が観察されるが、安定している礎石から得られた柱間寸法は、正面中の間が最も広く一間約3m、両脇間と側面の三間は等しく約2m、中央部北側の張出



第4図(仮称) 西本宮社殿跡平面図(1)

し部は一間2.5mである。残存礎石から考えられる建物跡は、正面の長さが7.3m、側面の長さは6.5mの規模を持ち、礎石の大きさが変わらず、脇間の間隔が等しく、瓦等の屋根材が出土していない事から、床張りで庭縁のない平入の建物で、草葺きかあるいは板葺きの屋根であったと見受けられる。

建物跡の南端礎石列より1.5m南側と、東端礎石列より1.25m東側に河原石、あるいは一部割石を用いた石列跡が各々東西11m・南北は2.5mで一部途切れるが総長28mに渡って発見されている。建物跡の軒線とも考えられ、あるいは南北に並ぶ石列跡が建物跡東側にある地業部分で途切れるが、本社殿跡階段部分より再び北へ連続する事から考えて、神聖域・社殿跡等のある一定の区域を区画する為の石列跡とも考えられる。東西に並ぶ石列跡を基準とすれば、割石組階段跡まで距離にして約1.5~2mの間隔があり、建物跡西側にある石群の一部に石敷きが認められる事から、空間部分は、通路跡とも観察される。斜面に取られた地業は、建物跡を含む東側及び西側の現日吉の神社拝殿及び参道までの範囲に及んでいる。

遺物として拝殿跡からは、細線斬金彫刻宝相華文様が、魚子文下に施された銅製飾金具の焼失残片と、御深井香炉の口縁部破片が建物跡の南寄りに出土している。なお、調査に当って、覆土中より、灰層や炭化物等が発見され、礎石の一部に火気を蒙った痕跡も認められ、建物跡は火災に遇って焼け落ち、銅製飾金具の焼失片は、その際、拝殿正面扉に附された飾金具の残部であったと認定せられる。

(3)大鳥居跡（第3・4図）

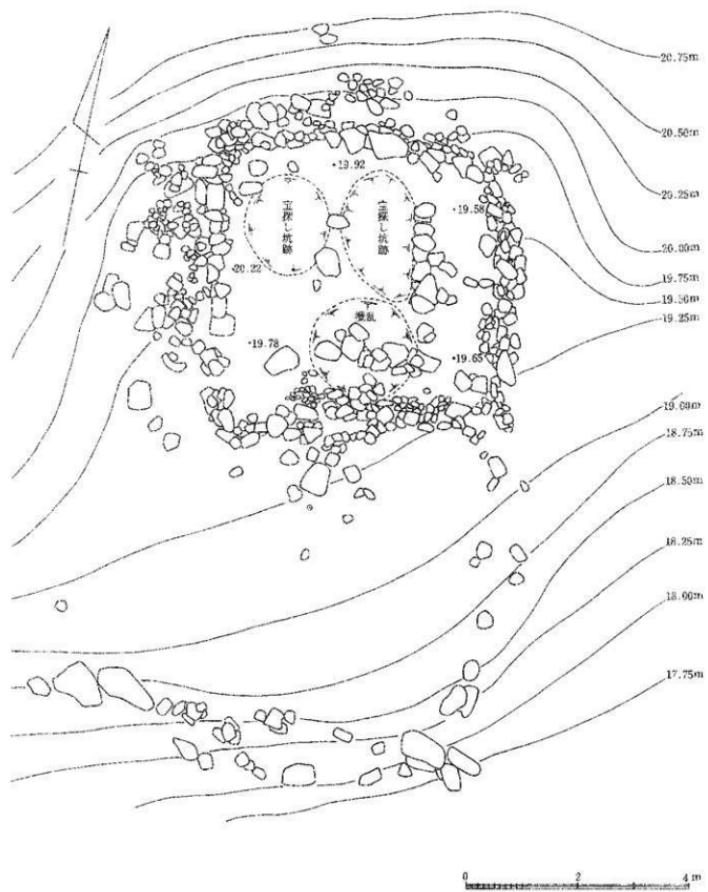
後拝付拝殿跡の北方斜面上方約4.8m、本社殿跡南方下方約15mの位置に、3.3mの間隔を置いて、大型礎石が2個東西に配されている。後拝付拝殿跡から本社殿跡へ通じる斜路の途上にあり、礎石周辺は舌状に一段高く、5×4m平方の地業が成されていて、本社殿跡南方正面に位置する事から、大鳥居跡と認定される。周辺には、小礎石しか存在しない事から、本柱の礎石と思われるが、控柱の礎石は現段階では、認定されるものがない。礎石には火気を蒙った為の焼痕と、剝離痕が明瞭に認められる。

(4)石組階段跡（第3・4・5図）

本社殿跡の南方、廣庭跡の南端及び斜面上に、若干の石組みが残っている。傾斜が急峻なので、後拝付拝殿跡への転落石も多く、風雨・雪害等によるものか、現存する拝殿参道工事等の際に抜取によるものか、保存状態は良くはないが、本社殿跡・廣庭跡の地業の土留めを兼ねたと思われる石列とそれに続く階段跡の東西に並ぶ石列が南北に三段程認められ、その東端は後拝付拝殿跡から連続する石列に直交して止まっている。河原石等自然石を多く用いて構築されているが、石組階段跡としては一部に止まり、全体の規模は知り得ない。

(5)廣庭跡（第3・4・5図）

本社殿跡南側、石組階段跡までの4×6mの範囲が、廣庭跡となっている。東側は、後拝付拝殿跡から本社殿跡まで連続する石列によって区画され、西側は地業によって区画されている。整地されているが、西側と南側が低くなっていて、現状では西側へ雨水・湧水等は流れ落ちている。遺物



第5図 (仮称) 西本宮本社殿跡(2)

は発見されていない。

(6)本社殿跡（第3・4・5・6図、写真図版3）

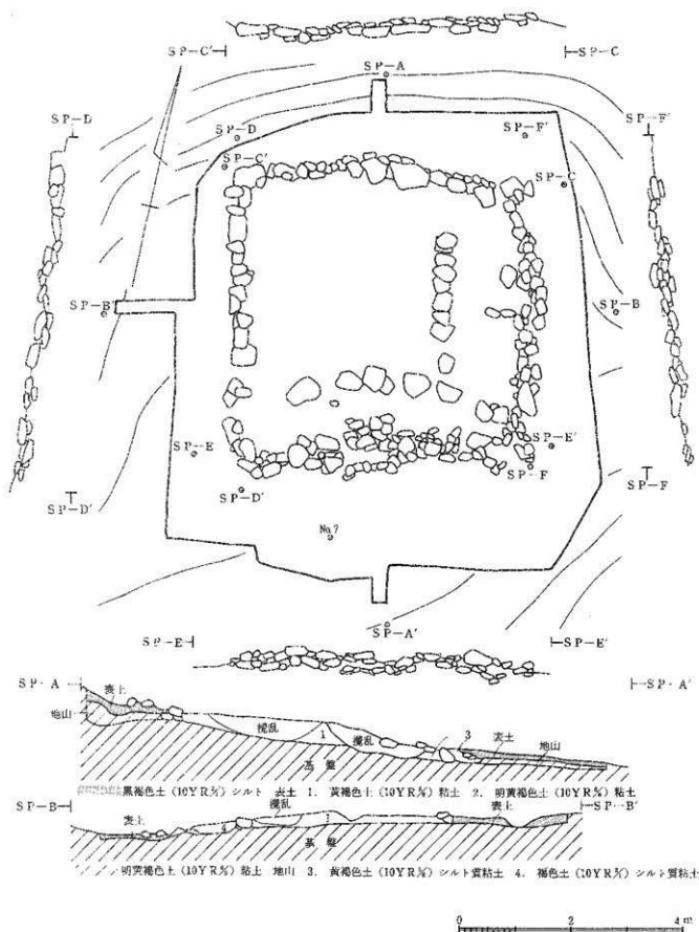
本社殿跡は、(仮称)西本宮社殿列跡中、最も高所で北方に位置する社壇を持った建物跡である事から、社殿列中最も重要な建物跡であると考えられる。調査によれば、着座を除いた山王沢一帯を望む高所に、一辺約12m・南開きの方形に地業を設け、さらにその中央部に東西6m・南北6mの北側がやや高くなる平坦部を作り、周囲を拳大から人頭大の自然石や割り石を用いて、一辺を5mの方形に区画し、社壇を形成している。社壇の区画に用いられた石は、残存する礎石同様過去の宝探しや、風雪による荒廃が著しく、保存状態は良くはなかったが、精査作業を行なったところ、約20m高くなる社壇亀腹の区画と、亀腹の側面を保護する為の石積みであったものと判断され、積石はすでに崩壊しかけているが2~3段に積み重ねられていたことが知られた。社壇亀腹も、宝探し等により荒廃が著しく、東西及び南北に入られたトレンチの断面観察では、積み土と、自然堆積土との区別がつきにくい。しかし粘土中より、付近には分布していない小指頭大の黒色の小石が、かなりの数で土中より出土する事から劣化であることが知られた。

わずかに残された社壇上の礎石位置から考え得る建物跡は、柱間2.8mの一間社と判断されるが、東側の切れ落ちる地形と視覚的効果を考慮したものか、(仮称)西本宮社殿列跡の仮想中軸線上からは若干東向きであり、区画石列を基準とすると、地業の中央に位置するにも拘らず、西寄りで、建物の方向も若干東向きと観察される。しかし、社壇亀腹中より出土した遺物は、鎌倉末期より室町初期の間に位置づけられる土陶器群であり、建物跡も同様の時期のものであって、他の建物跡からの出土遺物と甚だしく年代差のあるものは見られなかった。しかも礎石の位置が、納経文を掘り出したと考えられる過去の宝探し坑跡を埋む様にして存在する事から、建物は埋納された經文の上に建てる事を第一として建てられたものであり、比較的保存の良い西側礎石列の方向から復元される建物の、軒・回縁等の保護からは外れたと思われる社壇亀腹東側の崩壊が著しい事から、礎石は原位置からの大きな移動はなかったものとも考えられる。(仮称)西本宮跡の社殿跡は本社殿跡北側から、南側の削石組階段跡まで平面図上では約45m、御手洗川畔まで約65mの距離があり、本社殿跡の方角のすれば、全体として視覚的に著しく列を乱さないと考えられた為であろうか。又、本社殿跡建物の仮想中軸線を南方へ延長すると、(仮称)東本宮社殿列跡の大型寺院風拝殿跡正面へ到達する。これは参拝者への配慮であろうか。それとも神事に配置の原因が求められるものであろうか。

遺跡が攪乱されている原因の一つに、本社殿北西高所より流れ込む湧水が挙げられるが、これは滋賀県大津市坂本にある日吉の大社の泉殿や「延喜式神名帳」にも大井神神社をはじめとして、55社の泉井関係の神社が見られる事から考えて、占地される条件の1つが湧水の存否なのであって、周辺には恐らく排水の為の施設があったものと思われるが、現段階では、調査の途中にある。

遺跡からの出土遺物には、中世常滑窯産の壺・中世越前窯産の甕・中世珠洲窯産の播鉢・甕。產地不明の中世陶器・焼成の鉢、南北朝期の特徴を持った石造物組物等が挙げられる。

加藤　孝・佐藤　智雄



第6図 (仮称) 西本宮社殿跡(3)

第2節 (仮称) 東本宮社殿跡 (3・7~10図参照)

(仮称) 東本宮社殿跡は、東側を山王坊川に、北側と西側を御手洗川によって区画される、山王沢南方に開けた平坦地のほぼ中央に一列に並んで形成された社殿跡で、(仮称)西本宮社殿跡と同様に建物跡の仮想中軸線がほぼ一致する事から、当初より計画され、建てられた社殿跡であったと考えられる。社殿跡は、御手洗川北岸南斜面に鎮座する磐座を最も重要な基準としてその南側に本社殿跡・廣庭跡・舞殿風拝殿跡・渡廊跡・大型寺院風拝殿跡が発見され、舞殿風拝殿跡北方から本社殿跡へ至る間には、廣庭跡を囲む礎垣跡が発見され、さらに、その外側には社殿跡全体を区画する様に巡っている石組溝跡が発見されている。

(1) 大型寺院風拝殿跡 (第3・7・8図、写真図版4)

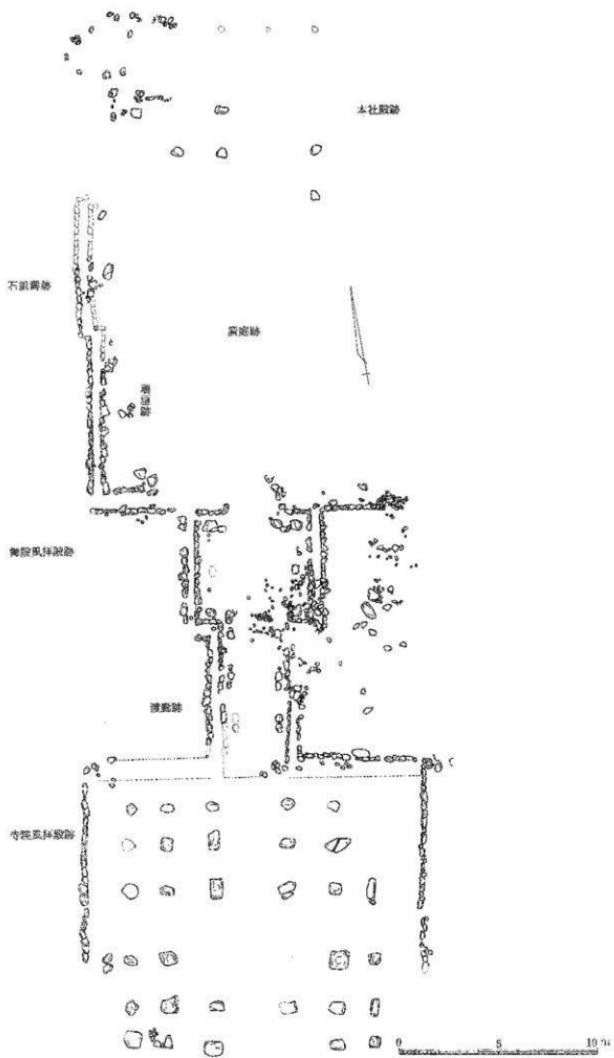
大型寺院風拝殿跡は、御堂鳳建物跡・大型阿弥陀堂鳳建物跡と仮称されていた建物跡のことである。現段階では(仮称)東本宮社殿跡の中の最も南に位置し、高さ40cm・東西約14m・南北約14mの社壇龜腹上に、残存する31個の礎石群から成る建物跡である。礎石の欠落している箇所は5箇所で、東西に並ぶ南端第一列目の中央東側礎石、南側より第三列目の中央東側・西側両礎石、南北に並ぶ東端第一列目の北端2個の礎石であるが、南側より第三列目の中央東側・西側両礎石を除き、抜取痕が認められる事から、南側三列目の礎石は当初より配置されていなかった事が知られる。

残存する礎石から考えられる柱間は、中央の礎石間が最も広く、一間3.5mそれより一間外側の礎石までは2.4m最も外側の列となる一間外側の礎石までは1.9mである。建物跡の、最も外側にある礎石には、中央部に設置されている礎石よりも、一まわり小さい石が用いられている事から、回縁の為の礎石と考えられ、全体として一边が8.3mとなる方三間の回縁を持った建物跡となり、中央部の礎石を設置しない事からも、仏教的な要素の強い建物跡と考えられる。外側の礎石から約1m外側で、社壇龜腹の40cm下方に、河原石や一部割石を用いて構築された石列が発見されている。これは石組溝跡外側石列に通なる石列で、建物を含む社殿跡の区画を表わす施設であって、この建物が社殿跡中に含まれる事を意味し、現段階では、所謂軒線とは区別される。石列は、現在南側第三礎石列の線までしか発見されていない。礎石には各々火災による焼痕や柱痕跡を残す剝離痕が認められ社壇上にも炭化物・炭化材・灰層があり、火災によって焼失した建物跡と観察される。

遺物は、鉄釘片・青磁無文皿・おろし皿・擂鉢片が出土している。又、瓦等の発見がなかった事から、草葺あるいは、木板等の屋根であったと考えられる。

(2) 渡廊跡 (第3・7・9図、写真図版4)

大型寺院風拝殿跡北方中央の階段跡に連続して、舞殿風拝殿跡まで続く、渡廊跡が発見された。石組溝跡に囲まれた床張りで礎石のある建物跡であろうか。柱間は東西が2.4m幅を1間とし、南北は1.5mを1間として南北に2個1組の礎石が並んでいる。建てかえのあった為なのか、本来の構造として配置されたのかは、調査中であるが、両方の礎石共に焼け痕が認められ熱によって剝離した柱の痕跡も残されている。礎石の高さは舞殿風拝殿跡とほぼ同じであるが、社殿跡中最も低い。正



第7図 (仮称) 東本宮社殿列跡(1)

面一間、側面三間の長さを持つ平面妻入形態で、建物間の中間にあらこの種の建物跡は、建物間を絡ぐ役割を持つと考えるのが普通であり、礎石内側の社壇中は、タタキとはなっていない事から床張りか、板敷きで、瓦類が出土していない事から草葺きか、板葺きである、切妻風屋根の建物であったと考えられる。

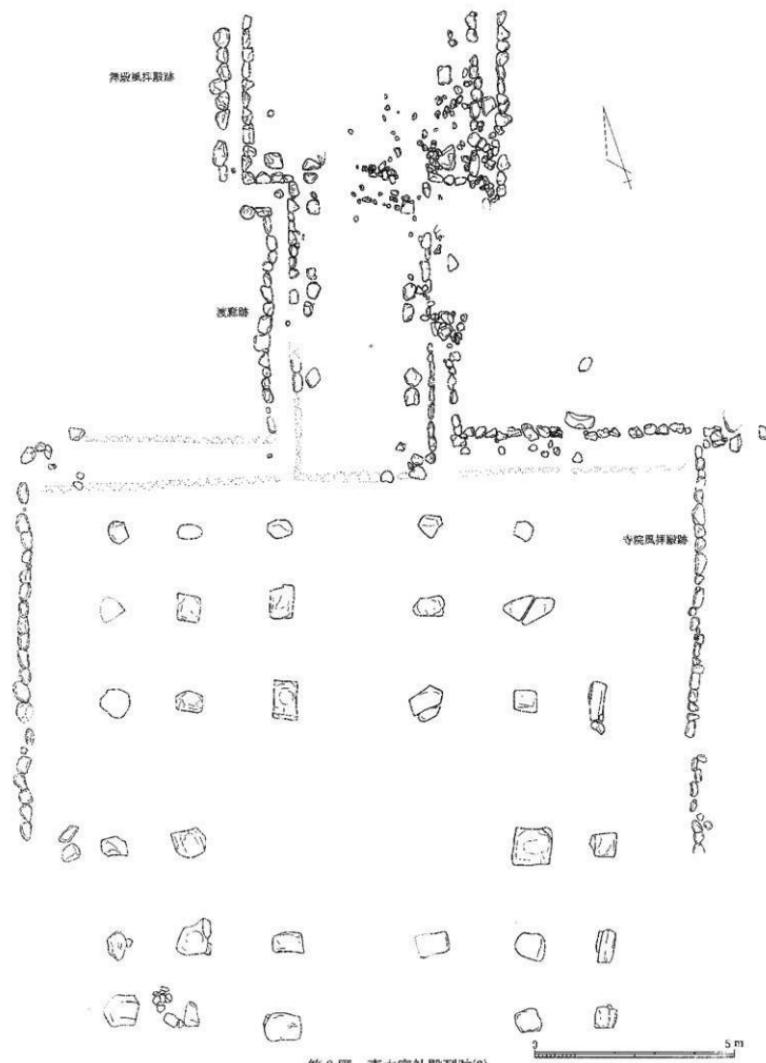
(3) 舞殿風拝殿跡（第3・7・9図、写真図版4）

大型寺院風拝殿跡の北方、渡廊跡に連続する礎石建物跡で、石組溝跡に囲まれている。西側と北西部に杉の立木が多くあり、調査不能の箇所もあるが、南北5.6m・東西5.6mの正方形を呈する建物跡で、柱間は南北が2.1mの一間、東西が4.2mの二間で、軒の出は80cmである。建物跡南側に約2.1m幅の階段跡があり、北側に凸部が見られるけれども、焚たして後拝に相当するものか、階段跡に相当するものか、瑞垣に関連するものか、不明である。礎石のレベルは（仮称）東本宮社殿列跡中渡廊跡に次いで低く、石組溝跡とほぼ同じ高さであるが大型寺院風拝殿跡より北方に位置している事と、石列の内側に若干の社壇が形成されている事から、床張りで床高の建物跡であったと考えられる。礎石の大部分には、火気の影響が認められ、寺院風拝殿跡同様に炭化物・炭化材が多い。これは火災を蒙った証拠であろう。常滑窯産甕の底部破片・火鉢（火舎）等が出土している。

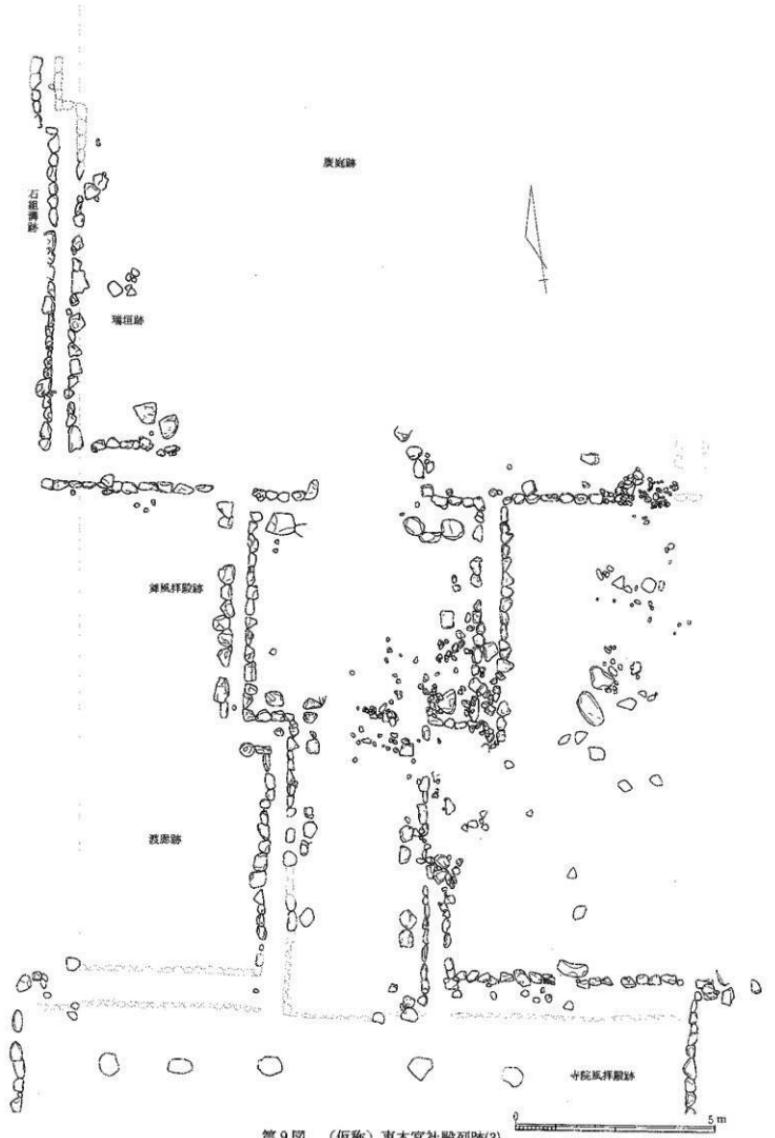
(4) 石組溝跡（第3・7・9・10図、写真図版4）

石組溝跡は現在のところ大型寺院風拝殿跡の東西に並ぶ第三礎石列より、溝跡外側の石列が発見され、北側中央の渡廊跡から溝跡となって舞殿風拝殿跡を経て、本社殿跡まで連続する溝跡のことである。溝跡は各々溝内側に平坦面を揃えて配置されているが、寺院風洋殿跡の調査では現在、内側の石列は発見されず、拝殿跡石列が石組溝跡外側の石列に連続し、同様に神域・建物方向に平坦面を揃えて配置している事から、神域・あるいは社殿列を区画する結界石と同様の意味を持つ石列とも考えられる。

溝跡内側の神域・建物跡とは反対側に平坦面を揃える石列は、渡廊跡・舞殿風拝殿跡・瑞垣跡等で発見され、それぞれの建物や区域を内側から区画し、外側の石列と組み合わされて雨落溝を兼ねる石組溝跡となっている。溝跡には自然石や割石が用いられ、各曲りでは小口を南北に取り揃え、しかも、各々の方向が直線となる様に構築されている。外側石列は3.5m前後各に通常のものより大きな石が二個1組で用いられているが、それらを直接利用した施設もなく、構造上は特に必要とも思われない事から、神域を区画する上の神事等に関係する事と考えられる。溝跡としての幅は、南北に統く溝跡がすべて30~40cmで、東西に社殿域を拡幅する溝跡はそれより広く80cm幅である。溝跡は舞殿風拝殿跡から本社殿跡へ連続する途中で、西側へ40cm拡がっている。比叡山延暦寺藏の中世日吉山王絵図にも同様に、神域が数ヶ所、拡幅している箇所があり、同様の意味を持つものとも観察されるが、石組溝跡外側石列の石が本社殿跡から瑞垣跡・瑞垣跡から舞殿風拝殿跡・舞殿風拝殿跡から渡廊跡等に至る拡幅箇所では、1~3個相当の幅で脱落している箇所があり、抜取痕等も認められない事から、北高南低の地形を利用して、雨水等をそこから区域外へ流し出す実利的な排水施設と考えられるのである。



第8図 東本宮社殿列跡(2)



第9図 (仮称) 東本宮社殿列跡(3)

(5) 瑞垣跡（第3・7・10図）

(仮称) 東本宮社殿跡の舞殿風抨殿跡の北方から、本社殿跡までの間、石組溝跡の内側に瑞垣跡が発見された。瑞垣跡の添柱礎石の中には、観察上相当大きく、径50cm余もあって、中には地表に露出していたものもあり、当初は近代に成る御手洗川築橋工事や、石碑の基礎工事、あるいは参道階段舗装事業の際に、遺跡から持ち出し放棄したものではないか等の意見もあったが、発掘調査により、礎石基部が、遺跡の既存面に据えられたものである事が判明した。瑞垣跡の添柱礎石は、ほぼ2.7~2.9mを基準として、東西に二個並んで発見される事から、直立する瑞垣と、それを筋交状に内側より支え、あるいは直立する控柱があったものと観察される。石組溝跡と、瑞垣跡は約30度の高低差があり、北高南低の地形に従って、瑞垣跡北側礎石は斜路に従って南側の礎石よりも若干高くなっている。遺物は現段階では発見されていない。

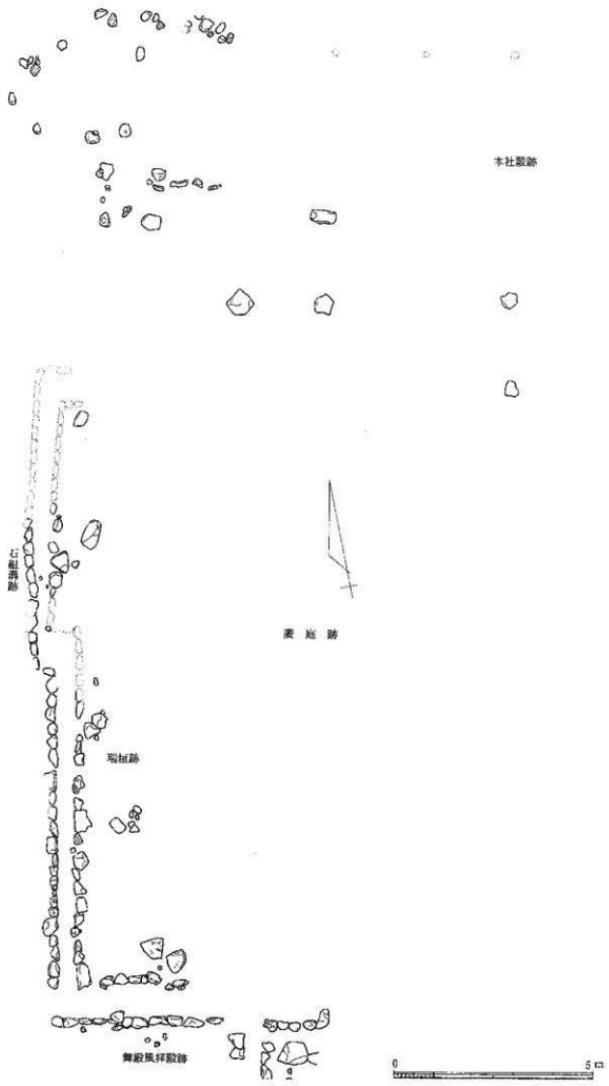
(6) 廣庭跡（第3・7・10図）

東本宮舞殿風抨殿跡の北方で瑞垣跡の内側は一部の発掘に止まっているが、建物跡・施設跡の発見もなく現段階では一辻約11.6mの廣庭跡と認定されている。廣庭跡は舞殿風抨殿跡北側の張り出し部より約20度程一時に高度を増して後、本社殿跡までは、緩やかな斜路となっている。廣庭跡の東西は、石組溝跡を並び列の端と考えて、瑞垣跡がそれより約20度高く、目算でも中央船がそれより若干高く、断面カマボコ状を呈する。廣庭跡より現段階では遺物は発見されていない。

(7) 本社殿跡（第3・7・10図）

(仮称) 東本宮社殿跡の舞殿風抨殿跡の北方約15mの位置にある残存礎石8個から成る、社壇を持った礎石のある建物跡である。現段階では一部の発掘に停まっている為に、全容を知り得ないけれども、(仮称)東本宮社殿跡の建物跡が仮想中軸線上ではほぼ線対象となる事から考えて、最も広い中央1間が2.4mとなる以外は、1間2.2m間隔の正面五間、側面三間、礎石の1倍程外方に1回り小さな焼窓を有する礎石がある事から、約1m程の周縁が正面と側面に付される平入の建物跡であったと観察される。御手洗川を隔てて北方脇座跡に中軸線上連なり、(仮称)東本宮社殿跡建物群の中で礎石のレベルが最も高く、北方に位置する事から、最も重要な建物跡であったと推察される。礎石には焼痕を有する物が多く、他の建物跡同様に火災によって焼滅した建物跡と判断される。御手洗川河畔には、一部石垣跡も発見されている。遺物は現在のところ、建物範囲内よりは発見されていない。

加藤 孝・佐藤 智雄



第10図 (仮称) 東本宮社殿列跡(4)

第3節 出土遺物(第11図~13図)

昭和61年度調査までの段階で各建物跡より出土した遺物には、金属製品・土陶器類・石造物・木製品が上げられるが、昭和57年度より59年度の調査の際に出土した遺物はすでに発表されているが、本報告ではそれらの中の主要なものと、59年以降の調査で出土した遺物を取り上げる。

金属製品(第11図~10)

(仮称) 東本宮社殿跡の大型寺院風拝殿跡東側石列脇より頭部を欠く鉄釘片が出土している。残存長4.5cm、断面方形で、火気を聚った為か酸化が進み、断面観察によれば内部の腐蝕も著しい。他に(仮称)西本宮社殿跡の後背付拝殿跡南側正面より、天地3.6cm・左右3.8cm・厚さ1.2cm、細線軒金形刻宝相華文様を主に猪口の抜き出しや、魚子文の施された銅製飾金具片の出土があった。拝殿南面扉の飾金具の焼失残片と鑑定せられる。

土陶器類

舶来窯製品

青磁(第11図~1)

(仮称) 東本宮社殿跡の大型寺院風拝殿跡東側石列脇より出土した無文皿の口縁部破片で、口縁部復元径15.8cm、器厚は0.6cmである。灰白色で、混入物の少ない緻密な胎土の上に、ガラス質で青緑色の釉が内・外面に施され、僅かであるが貫入も認められる。元代・龍泉窯産の製品と観察せられる。

国内中世窯跡製品

常滑窯製品(第11図~2)

(仮称) 東本宮社殿跡の舞殿風拝殿跡北側石矩講中より出土した底部の破片で、底部復元径は16.4cm、器厚1.2cmである。内面灰白色・外面橙色を呈する焼締め陶器で、胎土には若干の砂と長石粒を含む陶土を用いている。成形は粘土紐造りで、接合した箇所には整形痕が認められない。同一個体と思われる胴部破片が13点程出土している。他に、(仮称)西本宮社殿跡の本社殿跡亀腹社壇、攘夷塗中より、口縁部復元径13.5cm、器厚1.2~1.5cmある壺の口縁部破片と、同一個体と思われる胴部破片が若干出土している(写真図版5~6)。出土地点から考えて、納経容器あるいは経笥外容器として用いられた器物と観察せられる。

越前窯製品

(仮称) 西本宮社殿跡の本社殿跡亀腹社壇中より、同一個体のものと思われる甕の颈部破片と胴部破片とが出土している。水巻された陶土を用い、内・外面共に褐色を呈する焼締りのある陶器で、胎土中には比較的多く長石が含まれている。器厚は0.9cmと薄く、輪積み成形で、内・外面共に接合部分を丁寧に整形した痕跡が認められる。過去の発掘坑跡よりの採り残しの破片であった。

珠洲窯製品(写真図版5~4)

(仮称) 西本宮社殿跡の本社殿跡亀腹社壇中より擂鉢の口縁部破片と、大甕の颈部破片が出土し

ている。擂鉢片は器厚1.5 mm 、内面には五条を一単位として櫛目文が平行沈線で施され、口唇部には六条を一単位として波状の平行沈線が施されている。胎土には若干の砂を含み、焼成は良好で焼き締まり、色調は青灰色を呈している。大甕の胴部破片は、器厚1.8 mm 、外面には1.5~2.1 mm 幅程の平行条線状で、器高に対して斜行する叩目があり、内面には粘土紐の維ぎ目部分をなでつけた整形痕が認められる。胎土には若干の砂を含んで荒いが、焼成は良好で燒結められ、暗青色を呈している。埋経甕の蓋と經甕として用いられた出土地点から考えて観察される。

窯元不明中世陶器（第11図3~9）

窯元不明中世陶製品には、無釉で砂・白土を含む粘土で造られた青灰色を呈する陶器片と施釉陶器片、瓦質土製品などがある。無釉陶器片には（仮称）西本宮社殿跡の本社殿跡南側石列出土の陶片（第11図2）、御手洗川畔出土の陶片（第11図3）。（仮称）東本宮社殿跡の大型寺院風拝殿跡東側石列出土（第11図5）の陶片があり、すべて胸部の破片であるが、（仮称）西本宮社殿跡の本社殿跡出土の陶片と、（仮称）東本宮社殿跡の大型寺院風拝殿跡出土の陶片は、共に5~7 mm と薄手で外面に平行叩目、内面には青海波文が全面に附されている。地方御手洗川畔より出土した中世陶器も青灰色を呈する須恵器風の無釉陶片であるが外面に五条の粘土紐を貼付している。上記二例と異なり、ロクロによる成形で、緻密である。

施釉陶器は、（仮称）西本宮社殿跡の後拝付拝殿跡出土の御深井番炉片がある（写真図版5-5）。口縁部復元口径18.8 cm 、器厚0.8 mm で、釉薬が薄く施されているにも係わらず、胎土が陶質である為に細かい貫入が全面に入り、独特の雰囲気を持っている。胎土には混入物が少なく緻密で、重量がある。焼成は良好で、黄緑色の釉が全面に施されている。

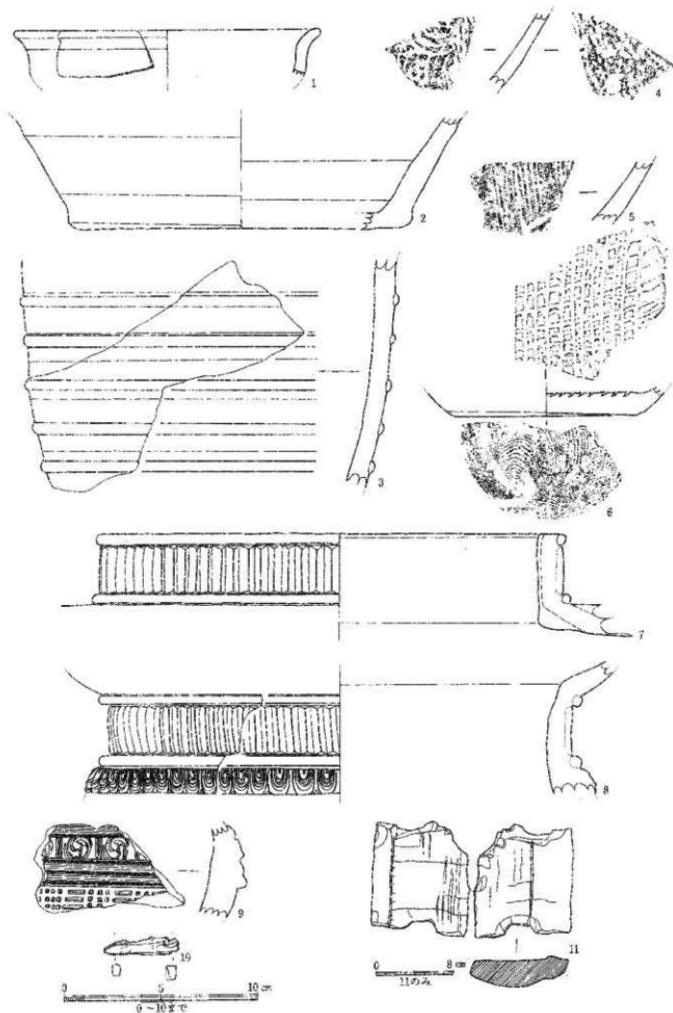
瓦質土製品（第11図6~9）

瓦質土製品は、火鉢（火合）、擂鉢・おろし皿・くすべ焼の製品等が含まれる。

火鉢（火合）（第11図7・8・9）

火鉢は（仮称）東本宮社殿跡の（仮称）舞殿風拝殿跡より2個体分の破片が出土している。それらは（11図7、8、9）舞殿風拝殿跡南側より出土した口縁部・胴部・脚部片で、出土地点が近い事、焼成・胎土、造法から同一個体分の破片であろうと思われる。口縁部復元口径は23.6 cm で、色調は脚部片に、わずかに暗緑色が残り、本来はくすべ焼であった事が知られる他は、火気を蒙った為か、再酸化して橙色を呈する。胎土は緻密であるが若干の砂を含む。口縁部には縦の刻文があり、粘土紐を貼付けて、底面近くには刻文と蓮華文が叩き出されている。内面には整形痕が認められ、精緻な造りの大型製品であった事が知られる。

（第11図9）は、（仮称）東本宮社殿跡の舞殿風拝殿跡北東石組溝跡より出土した火鉢の胴部破片である。器厚1.8 mm 外面には、右三ツ巴文、格子文等が叩出し文として刻まれ、粘土紐による凸帯と沈線が一条巡っている。外面は、くすべ焼によって炭化物が付着した為に黒色を呈するが、断面・内面共に灰白色を呈している。胎土には若干の砂を含み、低温で焼成された軟質の陶器と観察される。



第11図 出土遺物(1)

播鉢（第11図5）

（仮称）東本宮社殿跡の大型寺院風拝殿跡東側石列より出土した器厚0.8寸の胴部破片である。青灰色で呈し、焼締められているが、小片の為に窯元は不明である。六条を一単位として施文されているが、使用痕も認められ、磨滅が著しい破片である。

おろし皿（第11図6）

（仮称）東本宮社殿跡の大型寺院風拝殿跡東側石列脇より出土した底部破片で、底部復元径9.2寸、器厚1.1寸である。土師器、土師質土器と呼ばれている焼物に比べ砂を若干混入するが、緻密な胎土で、若干の重量もある。縦九条・横十一条の格子状線刻が見られるが、使用痕は認められない。底部には糸切り離し痕が見られる。

くすべ焼の製品

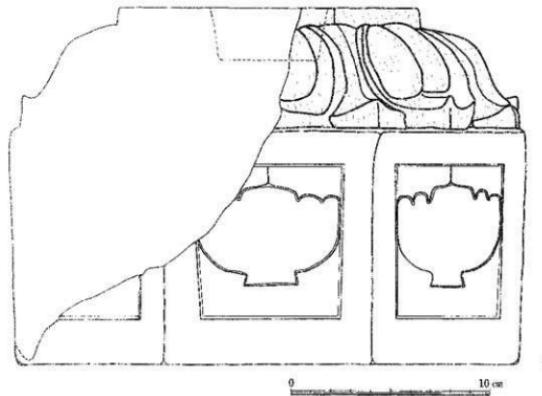
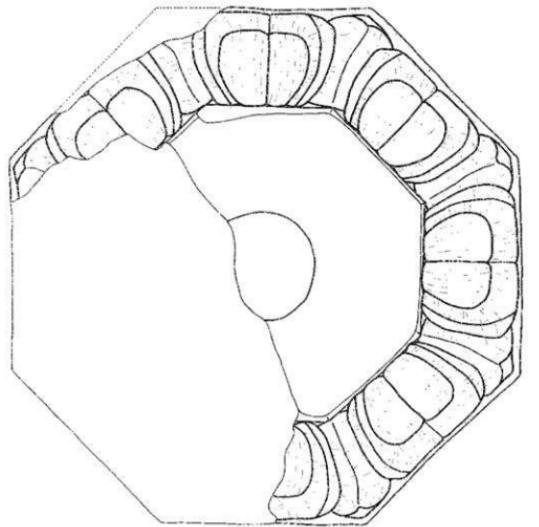
（仮称）西本宮社殿跡の本社殿跡亀腹社壇中より出土した器厚0.9寸ある爐焼鉢の口縁部破片がある。砂を多く含む陶土を低温で焼成した軟質の陶器で、内・外面共に爐燒によるカーボンが付着している。

石造物（第12図、13図1・2）

石造物は、（仮称）西本宮社殿跡の本社殿跡精査作業中、社壇南・北両側石に転落した状態で発見されたもので、社壇南側正面より八角形基礎一基・半球形石造物組物諸座一基、北側より造法・法量の異なる半球形石造物組物諸座一基、北西隅より石臼片が三点出土している。八角形基礎（第12図1）は、安山岩質で、反花を含む約1/4が欠落している。法量は反花を含む基礎の高さが17.7寸で、反花下の台座の上部は一辺10.9~11.1寸の八角形であるが、台座の下部は一辺10.5寸と若干すぼまる。反花上の受部は一辺約6.3~6.5寸の八角形で、受部中央に上面径5.9寸・底面径4.9寸・深さ2.5寸法の円形枘穴が形成されている。格狭間は、台座側面の八面中三面に薄肉刻で縦7.8寸・横上部7.5寸・同下部7寸の寸法で、台座と同様に下すぼまりで長方形の輪郭を巻き、さらに薄肉彫で両肩が静かに下がり、脚部は若干外へ出る蓮華文が刻まれている。全体として見た場合、南北朝~室町時代に比定される。一部破壊されているとは言え、土中にあった為に保存状態は良好で、むくり氣味の複弁・間弁共に力強く、鋭利に彫り出され、蓮弁の各々には茎脈が線刻により施文されている。反花が力強く伸びやかで、反花下の台座が下すぼまりである事から、全体に小振りで引継ぎたった印象を受ける。

八角形基礎と同様に建物跡南側より出土した半球形石造物組物諸座（第13図1）は、高さ11.8寸、最大径21.2寸・上面受部径14寸の寸法で、受部中央に径5.5寸、深さ3寸法の枘穴があり、13.6寸径の底面中央部には、径3.8寸、高さ2寸法の組込用枘がある。諸花は蓮弁八葉・間花八葉の単弁蓮華文様で、間花は、受部中央部からの彫込で刻み出され、蓮弁は刻線によって刻み出されている。

本社殿跡北側より出土した半球形石造物組物諸座（第13図2）は、建物跡南側より出土した諸座に比べ、若干法量が小さい。高さ9.7寸、最大径は諸座底部中央にあり、18.4寸・上面受部径17.7寸・受部中央に4寸・深さ3.5寸法の円形の枘穴が形成され、径9.6寸の底面中央には径3.5寸・高さ3.1



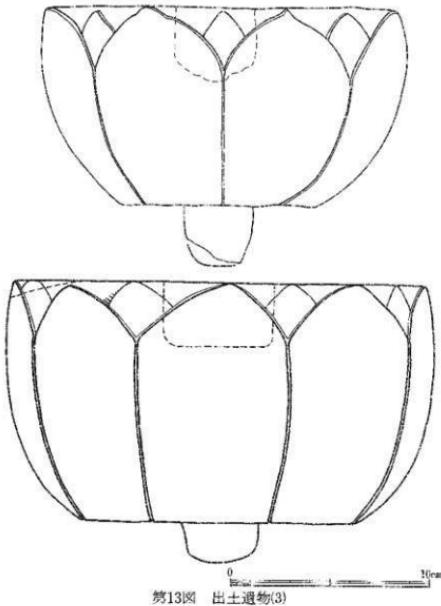
第12図 出土遺物(2)

5寸法の組込用の枘穴が形成されている。蓮弁は、外側八葉、間花八葉の単弁連華文様であるが、受部の造法は異なり受部上には重量のないものを載せる為に、安定させる必要があったものか、受部平坦面は大きく、間花は上部からの彫込でなく、薄肉彫で刻み出されている。諸座のこの様な造法・形態・法量の差異は、用いられ、組み合わされる石塔の種類に反映させるものであり、前述の建物南側正面より出土した諸座は、山口県山口市洞春寺境内にある大内氏二十六代当主・大内盛見公の墓塔である無縫塔（透闇塔）の諸座に同様の手法が用いられている事、法量が大きい事等から考えて、無縫塔に用いられる諸座であり、後者の北側から出土した諸座は、宝篋印塔、あるいは燈籠の諸座に例が求められるものである。

木製品（第11図11）

炭化物・炭化材は、調査区の全域から出土しているが、建物の規模が特に大きかったと思われる。（仮称）東本宮社殿跡の大型寺院風拝殿跡・舞殿風拝殿跡で多量に出土している。しかし、すべてが灰燼に帰する程火の勢いが強かった為か、炭化物の大きさが、3～5寸程度のものがほとんどで、立木が燃焼して炭化した物なのか、建物跡の建材が火災によって炭化したものか判別のつく物はほとんど見されていないが、（第11図11）は、大型寺院風拝殿跡北側より出土したものの中で唯一表裏両面に加工痕を有する。表面の上部には鑿による加工痕があり、破損しているが枘穴である。裏面には段をもって平坦面が二面作られている。破片資料ではあるが扉等が取り付く建築部材の一部と思われる。

加藤 孝・佐藤智雄



第13図 出土遺物(3)

第4節 関連遺物

藏骨器（第14図1、写真図版5）

残存高25.1cm・頸部径8.1cm・胴部最大径20.1cm・高台部復元径6.9cmの中世常滑焼四耳壺で口縁部及び高台の一端と、4箇所ある耳のうち3箇所が欠落している。壺の内部には火薬骨片・灰・瓦砂が充満している事から、壺の内燃観察は後の機会にゆずり、外面の観察のみを行なった。

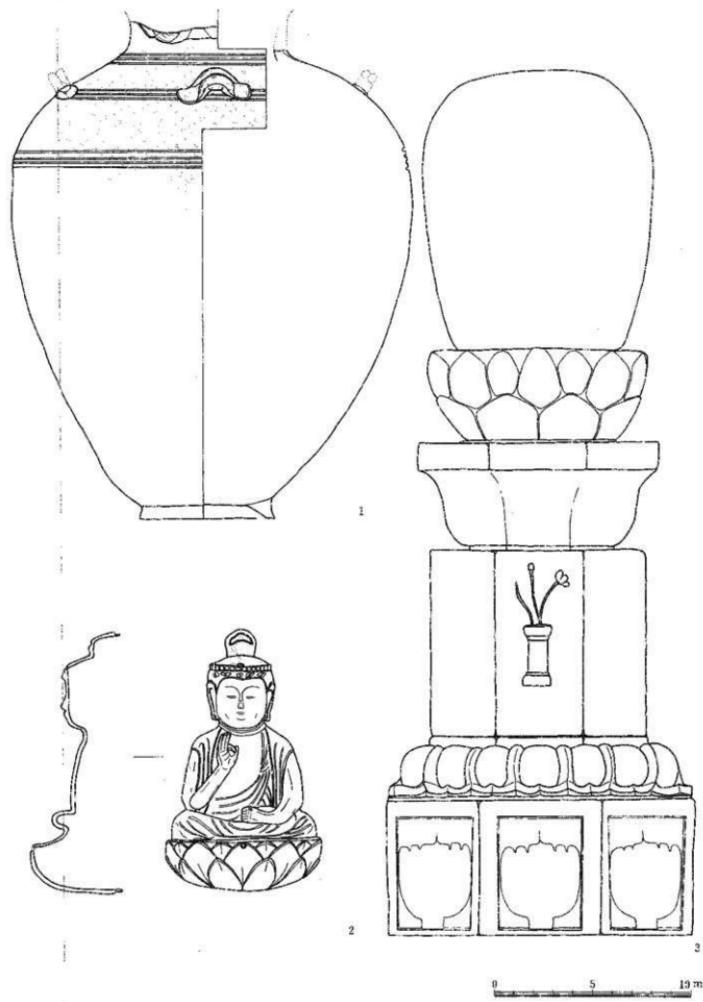
壺の成形は粘土瓶（7～8段）の積み上げによるもので、高台部は付高台である。頸部から肩にかけての上・中・下三段に各々四条・三条・四条の複線の三筋文を（櫛により）線刻している。線刻沈線の間隔は、ほぼ一定しているが、各々の沈線の最初と最後は一致していない。肩部中段の沈線上には、横位の耳が比較的正しく配され、あるいはその痕跡が認められる。耳の形態は装飾化し、実用には供さないが、簡略化したものではなく、二本の細い粘土瓶を並べ合わせた舶来磁器に見られる丁寧な造り方のものが付されている。胎土は長石を含み、やや砂混りであるが、緻密であり、焼成も良好で焼締まっている。器肌は滑・あるいは赤褐色を呈している。頸部から肩の一部にかけて、灰白・あるいは乳白色の落灰と、黄緑色の自然釉が認められる。壺の形態は、頸部が肩部から垂直に立上がって外側へ開き、肩部は頸部からゆるやかに張り出す。胴部はふくらみを持ちながら底部へ向ってすぼまり、小さな断面幾何学形の高台が付される。全体から受ける印象は非常に優雅で、形態の特徴は宋代の輸入白磁・四耳壺に見られる特徴と共通点が多い事から、四耳壺の所謂「写し」であって、上記の特徴から常滑焼で焼かれた12世紀頃の作品と鑑定される。

破損箇所の断面観察によれば、高台部の破損は欠け方が直線的で、欠け口も新しい事から、金属器等の暴力なものにより、掘り起こしに際して瞬間に欠き取られたものと判断されるが、他方口縁部の欠け方は一様でなく断面が各々方向性を持って欠けている事から、埋納する際に故意に絞かく欠き取った可能性が強い。古来より伝えられる壺埋納の際の思想・風習によるものであろうか、儀式として行なわれていた事であろうか。

懸仏（第14図2）

古河村々誌編纂委員長・豊島勝蔵先生によれば、この懸仏は、現在の日吉の神社拝殿を建立する際に出土した懸仏二体のうちの一体であるという。鏡板等はすでに失なわれ、持物・宝冠も欠き、尊像だけが大切に保管されていた。像高は13.2cm・半肉彫鋲造の聖観音菩薩座像である。右手は肘の部分で接合され、背面からクサビで枘止めされている。両こみかみは宝冠を取付けた跡であろうか、小穴が開いている。背面上下には、鏡板に取りつける枘があり、頭部と左胸の一部に緑青が見られる他に、鍍金や唇の朱も良く残っている。尊像の、大きさの割に占める頭部との比が3:1と頭部が割に大きい事、金銅鋲造の造法も丁寧で完成度のものに近い事等から、鎌倉時代前半期頃に位置づけられるものと鑑定される。

加藤 孝・佐藤 智雄



第14図 関連遺物

付 章

津軽山王坊とその史的背景

新野直吉

はじめに

青森県北津軽郡市浦村相内字岩井八十四番地に鎮座している「日吉神社」は、小祠であるが、由緒ある古社である。この地域が「山王坊」と呼ばれているのも、その史的事情をよく示している。

この「山王坊」という宗教遺跡のことが表われる史料は、『東日流外三郡誌』という文献である。そしてこの日吉神社を祀ったのは、津軽の豪族安倍安藤（東）氏であった。

本稿は、この「山王坊」の史的背景について考察しようとするものである。

第1節 山王坊に関する記述

この遺跡について記録する文献は『東日流外三郡誌』である。だが残念ながら該文献の原典は見ることができない。ここでは昭和51年9月に青森県北津軽郡市浦村が発行した『市浦村史資料編』中巻に、「みちのくのあけぼの」として纏められている『東日流外三郡誌』によることにした。この文献を活字化したり、言及したりしている述作は他にも幾つかあるが、私がこの『村史資料編』によったのは、この編者豊島勝蔵氏の良心的解説が支持するに足ると考えるからである。

この『村史資料編』上巻も『東日流外三郡誌』を内容として昭和50年4月に刊行されており、その中にも「山王月影」「十三山王舞美禮（銀）」など関係のものが収められているが、中巻は、第一に「宗教篇」という部立をしていて、その中には集中的に山王坊関係の資料が収録されているので、これが最も纏まった山王坊関係資料ということになる。

そこには、

十二世三王人物仏龕縁・十三山王曼荼羅施工之縁・十三山王十三宗之解書・十三山王祭紀之事・山王日吉神社大施主芳名・十三山王坊古伝文・十三山王金剛界之解・十三山王金剛界之証・十三山王寺社圖・山王神社日吉宮之事・十三山王坊始末記・山王効應・十三山王之開山記・十三山王抄・山王奉請願文・清涼山王十三寺観書・十三法場記・東日流十三山王符・十三龕尊仏龕記・十三山王往古記一・十三山王十三宗御靈跡図・十三山王坊十三宗御代寫像之像・十三山王坊文獻條一出土銅板銘・十三左衛門尉藤原氏山王奉請願文・山王日枝神社願文狀・山王寺之靈驗

などという資料が収められている。

もちろんこの外にも、各所に関係條目があり、『東日流外三郡誌年表』という『村史資料編』四巻⁽¹⁾にも

応永29年（1422）南部氏十三宗寺宝を韋馳水軍に引渡す。

同31年（1424）南部勢山王精舎を燒討す。

同32年（1425）安倍一族、草賀及び山王の秘宝像を焼却す。

永享7年（1434）南部氏山王坊の法場を燒討す。

明10年（1438）山王十三宗寺及び鏡城落炎す。

永享12年（1440）南部勢山王焼討及び阿吽寺等焼討、宝物奪取す。

嘉吉元年（1441）南部義政一派に十三山王の叛乱を授す。南部氏山王を焼討し、唐川城を落とす。

同3年（1443）・三法橋阿吽寺及び山王の仕官実相坊・山王坊・永善坊ら宝像を奉じて、安倍盛季の軍船に使乗渡す。

などという多くの関係記述があるのである。

『東日流外三郡誌』という資料による限り、15世紀に山王坊があったことは確かなことだということになる。だが年表に纏められているように、20年程の間にこれほども度々焼討があったということは信じ難いことである。記述に妥当性を認めようとすれば、焼討の都度建て直しが成り、それをまた兵火で焼亡させられるということにならない限り、このようなことはくり返し得ない理屈になる。結局、果たして事実なのかその信憑性が疑われるということになる。

また幾度もの建て直しを考えないとすれば、この山王坊は余りにも壮大で、一部を焼かれたとしても、尚多くの伽藍を有していて、次々に焼かれることになったという風にみなければならないわけである。もちろん、いかに壮大でも、木造の建物が一部に火がついて類焼を免れることは極めてむずかしいが、本当に山王坊は大規模な聖地であったのであろうか。現在からそれを確かめようすれば、確実な文献史料を見出しかね、考古学的に遺跡・遺物を確認するかすることになる。

われわれは先ず、考古学的発掘調査¹²をしたわけであり、その成果を得たのであるが、文献史料では、他に然るべき史料を見出しえない。そうなればやはり『東日流外三郡誌』そのものについてなお詳しい検討をしてみる必要があるということになる。

そもそも『東日流外三郡誌』は、『市浦村史資料編』上巻に附された巻頭文によれば

外三郡誌第六卷の序言

此の書は、拙者の遠者をたずね日本八十二ヶ国を巡脚し、筆記したる綴なり。依て時代不順、文献不順の書巻となりしも、是を領心に置きて懇読なすべし。文献及伝説諸番縦の懇讀りや、昔習神社仮闇祭祝や、法要等に昔解の謎を解く鍵ありと悟り、諸國の山里を巡りて得たるは、木書津輕藩落度の東日流外三郡誌なり。

此の書を著せるに当り東日流飯積福泉の庄屋和田長二郎源吉次殿と親交し、吾歎りくを妻に興入り仕立てより、安東一族の往古歴を探研に及べり。

依て安東一族の本原は辛いなる哉御積邑大光院に秘藏され、是をしるべに銀亮池に渡りて調べ、筑紫・南海道までも巡脚し共に寝食もまた野宿もともにせし長き年月を過して、茲によろしく解明の曉を得たり。また大光院の秘洞遺物文献に依りて、安東氏代の解明に至り。

藤崎城、十三福島城、三千寺古社來歴、山王唐川城、飯積高橋城並代に渡る流転の古事来歴は、みな本書東日流外三郡誌に筆致せり。依て茲に此書を末代に秘藏せんが為に、摩神石塔に末代裁畫せり。是即ち藩政謀伐を隠密せんが為なり。拙者後学筆なる故に偽字脱字あらば是を前じました加へてよしとす。

右以て拙者及び和田長二郎氏と共に喜慶の功もまた報はる事。

不老榮心に他ならざるなり。

寛政五年二月 羽州土崎在住

秋田 孝季

奥州東口流住

和田長二郎

とあり、また各巻の巻頭に「戒言一句」として「此の書巻は藩許得難く他見に及しては死罪を招く

事あり。依て往見に及ばずべからず。門外不出を旨とせよ。秋田孝季」と書いてあったというのである。だから所蔵して来た和田家の当主喜八郎氏は、この上巻に寄せた「出版に薦言す」という文章の中で

一族の墨證を永代に通したのである。これは当時としては、反藩の罪科にとわれるものであり、秋田家と和田家とに二分して堅固に不開の箱に封ざられ、幕府滅亡まで極秘とし人井に隠れていたものである。家伝として異常なる時は命をかけて護るべしとあり、私の父はひとところこれを気味悪いものとして焼却しようとした時、祖母に強く叱られた事があった。小学生の頃で昨日のように覚えています。それが、父と相談して、この箱を開いたのが昭和32年の春であった。

この文献は、360余巻をもって完了し、読み得る事のできる書物は100巻位で、あとは虫にくい荒されボロボロである。残念な事であるが盗方ありません。豊島先生がこれを読取し、心身をこめてここにその一部を筆致し、資料館として市浦村史を出版される事のできたことは大慶の極みでござります。地下に永眠せる秋田孝季、和田喜三郎の魂もきっと悦んでおられる事と存じます。

と述べているのである。そういう性格の文献であるから、その内容がどれだけ客観的な学問的批判にたえられるものであるかを、誰も、どこでも確かにすることはしていないのである。だから、虫喰の中で読取できるものを見び出して活字にした當人であり、誠実すぐれた業績を持つ郷土史の研究者である豊島氏自身も、

「東日流外三郡誌」は一種の津軽および安東氏に関する資料集であって、秋田孝季の定説ではないので、同一事実についていくつもの記録が割りされ、内容的にずい分迷いを感じることが多いし、造語が多くまた仮名づかい、文法上の俊逸、受身の勘動詞の間違いが多いが、読者よく判断してくださるよう望みます。(上巻「編集を終わって」)

といい、また同氏は

編者は、「東日流外三郡誌」が、たとえ九牛の一毛でも津軽史の空白を満たしてくれることを望んでいる。しかし、編者もただ世の学者の方の大先達の教えを受けるだけの尊法な態度はとりたくない。今まででは、「東日流外三郡誌」に意図的に没入し、味方の態度をとってきたが、一度その外城に立って、敵対的態度をとってみる必要性を痛感している。わが愛し子に鞭うつてみることの重要性を考えるからである。(『東日流外三郡誌年表』序)

といっているのである。この提言は重要な意味を持つものであって、この「村史資料編」中巻に收められている前掲の諸資料については、やはり内容に立ち入って吟味してみる必要がある。

まず「十三港三王大坊弘跡綱」は、「十三港の名称は十三宗の意を以て号さる」とあり、「仏寺宗目応永五年式目録より」と記した上で、

東大路 天台宗・法華宗・法相宗

西大路 念佛宗・律宗・臨済宗

南大路 草叢宗・俱含宗・実成宗

北入路 淨宗・真言宗

中大路 大日宗・修驗宗

神社十三社

北大路 神明宮・八坂宮・御野宮

中大路 八幡宮・春日神社

西入路 電神宮・高賀度宮・稻荷宮

南大路 安東神社・大山祇神社

東大路 磯崎神宮・荒吐神社・保食宮

右は十三港三王坊耳の寺社也。

寛政元年七月一日 秋田孝季巡跡圖書

とある。山王坊が、室町時代に神仏習合の聖地であったことを物語るものである。つぎの「十三山王曼荼羅施工之事」は、山王坊を金剛界として阿吽寺四方坊を胎藏界としているし、そのわけを「金剛界曼荼羅は東を下に西を上とす。胎藏界曼荼羅は西を下とし東を上とせる故に法場を山寄りに施し西方開く方に地位を設く、是れを金剛界法場とし」と述べている。

応永5年(1398)の式目というものが現存せず、しかも寛政元年7月の「秋田孝季巡跡調書」なるものそのものの信憑度が問題なのであるから、この史料をそのまま信じて良いはずのないことは明らかである。それに即物的な意味でも問題になるのは山王坊のあの地域に、それは、我々の発掘してみた杉林だけではなく、現在は田畠になっている地蔵まで拡大して、その社寺地域を想定しても、そこに十三寺院とか十三社殿とかが建っていたかということになると、狭小に過ぎる。しかもここに東・西・南・北。中の大路などというものが、あたかも都城のように營まれていたとも考え難い。さらに從來の考察の如くに阿吽寺まで並んでいたとすれば一層狭小に過ぎることになる。

しかもこの地域に營まれた寺院は、天台・真言をはじめ中世仏教の寺院も含まれている。法相や華嚴のような古代仏教の寺院だけならとにかく、比叡山や高野山それに永平寺や身延山までが規範になるような寺院の建物が、「十三山王坊寺社図」という資料の記すように文治年間に一齊に整然と設けられたと認めるこには大きな抵抗感がある。

また「十三港の名称は十三宗の意を以て号さる」ということも疑わしい。むしろ十三港の古来の称は「とさみなと」で、十三を「じゅうさん」と數詞読みにするのは近世になってからのことであるという説と考え方の方が遙かに妥当性があり、十三港と十三宗と結びつける地名説は、近世になって「じゅうさん」と呼称されるようになってからの知識を前提としての発想であると考える方が自然である。

つぎに「十三山王祭祀之事」など、寛政に行われていた毎月の祭の例と認められ、祭事などといふものは慣例をよく守るものであるから、そこに「山王春秋の年中行事なり」といって山王日吉以外の神・仏のことを言っていないのも、以前に日吉神社以外の寺社が、それほど多かったものとはとても考え難いことを示す。「山王日吉神社大施主芳名」という史料も「宮司但馬守基信」なる名がみえるから、社家に伝わった日吉神社史料の断簡によるものと判断されるが、そこには津堅氏以前の崇敬豪族の名が相当の妥当性をもって伝えられているものの如くである。

各種史料の中には、山王坊が金剛界曼荼羅の理念において位置づけられていることが見える。これはやはり盛時の考え方方が伝えられた可能性が強い。ただ「十三山王金剛界之証」というものの中に

是に日本神道日吉神社・日本國東日流誕生の修驗宗を加へて十三山王の金剛界曼荼羅造営せるは、まさに十三左衛門副藤原秀兼中尊寺におとらぬ法場を成じたり。

とあるのなどは、永禄元年に土崎漢安東康季が書いたものとされているが、明白に誤りもあるし、信じ難いところもある。

一見明らかな如く幾つか問題がある。修驗が東日流（津輕）に誕生したというようなことは聞いたこともない。特異な説の域を超えている。もちろん、日本宗教史において修驗道は大和金峯山を中心形成されたことは改めていうまでもないことである。中世東北北部では修驗道が盛んになり、たとえば久保田藩では近世になってさえも、北部では納附に神主が社家・別当である神社は殆どなく、藩南部でも神主と修驗山伏の神社とが相半ばしている状況であった。おそらく津軽藩内でも修驗の優勢は確実であったに違いない。修驗は津軽に生まれたと考えたいような状況が実際にあったものであろう。

また山王坊の道場を開いたのが十三秀栄であるというのも、他の資料・史料の語るところと矛盾している。十三家はこの文章でもそう記すように藤原氏で、平泉藤原氏の十三湊地区への先出勢力だとされている。津軽の重要性と「中尊寺供養願文」に記すような平泉藤原氏の日本海対岸地方との交渉関係の密な立場からいって、ここに一門勢力を派遣しておくことには、妥当な歴史的必然性がある。秀栄が修驗の道場を開くことはあり得たであろうけれども、山王坊は安倍安藤（東）氏の請き営んだもので、その故に南部氏に駆かれたものだという、多くの所伝項目の語るところと全く反している。

さらに永禄年間に安東康季が土崎漢にいたということについていえば、永禄という1558年から1569年に至る16世紀後半の年代に、秋田安東氏が漢城を拠点としていたことは確かであるが、それは慶季の時代である。康季の時代ではない。安藤（東）康季は、永享8年（1436）に後花園天皇の勅命をうけて、若狭国羽賀寺を文安4年（1447）に再建した人物で、『羽賀寺縁起』にも「奥州十三湊日之本將軍安倍康季」と明記されており、秋田にいたのではなく津軽にいたのである。「永禄元年」が「永享元年」の誤りで、「土崎漢」も「十三湊」の誤りであるとでも考えなければ、つじつまが合わないが、地名という誤りににくいことや一世紀以上もの年月の隔りを、何気なく間違っているような記述だとすると、文献史料としての信憑度は極めて低いものになる。

「十三湊誌記」には

「十三湊三王坊に唐・韓ヨリ渡ル古寺十三宗アリテ久シク方衆ヲ化縁ス。京師比叡倭ノ國ニ倭ル御藍ゾ無ケレドモ十三湊有間郡ハ仏宗十三門是ニ在スルハ希ナリ」

と書き始め、これを起した領主十三左衛門藤原秀栄は、平泉の秀衡の曾弟だが自ら東日流に赴き十三湊視浦に居住したのは唯仏門に入るためだとし、さらに

「遂き吳朝ノ交リヲ志シ唐・韓ニ密密セルモ仏門ノ真ナル理ニ契ウガ故ナレバナリ」として

「秀栄自ラ此ノ地ヲ巡検シ中山修驗宗者ニ会シテ三王坊ニ仏法奥義道場ヲ定念シ、易商、吳國船ニ帰化僧ヲ誇願シ……中略……坊等ヲ得テ十三宗ヲ開山セシメタリ」とし、結びは

「遂ク京師・倭國ヨリ求道セル修行僧十三浦ニ来ルハ追年ニ多クシテ吾ガ國ノ僧名ヲ遺シタル聖多シト聞キニケル。建保元年六月 有間浦ニテ念仏僧金光」としている。

十三浦に京や畿内から修行僧が来たことや、十三氏が秀衡の弟か否かは別として平泉一門であったことは確かであろう。しかし、対岸交流を認めることには積極的立場に立つ筆者にもかかわらず、十三宗派の帰化僧が交易船に乗ってやって来たというようなことになると、甚だ疑わしく殆ど現実性がないのではないかとせざるを得ない。ことに『東日流外三郡誌』のいう十三宗は（條章によって多少出入もあるようであるが）前掲の如く天台・法華・法相・念佛・律・臨濟・華嚴・俱舍・実成（或いは実相とか三論とかともある）・禪・真言・大日・修驗であるが、中國仏教の十三宗には毘曇・成実・律・三論・涅槃・地論・淨土・禪・撰論・天台・華嚴・法相・真言などが挙げられている。東日流の実成というのは後者の成実のことかもしれない。因みに日本で一般に十三宗というものは華嚴・天台・真言・法相・律・淨土・臨濟・曹洞・黃檗・真（一向）・日蓮・融通念佛。時であるから、日本十三宗よりは中國十三宗に近いという見方もできなくはないが、法華宗・念佛宗などというものは日蓮の法華宗・源空の淨土宗の意であろうから、大陸から帰化僧が伝えたとは考え得ないし、修驗宗に至っては日本産であることは指摘するまでもない。十三漢に高麗など経由で大陸僧が来航し止住するようになったものもあるには違いないが、安藤（東）氏が仏教の真理を求めるために対岸交易をしたというのは、あまりにも高尚すぎる解釈であろう。

帰化僧がいたとしても、その存在があつて十三漢山王坊が出来、そこに京畿から求道僧がやって来たという津軽仏法優位論は、ちょうどあの津軽で修驗道が生まれたとするのと同じ伝である。その意たるや壮なるも裏付けは何もないといわなければならない。ただ「京師比叡僧ノ國ニ優ルル伽藍ゾ無ケレドモ」といっているのは、山王坊が比叡の統を引くものであるという認識が端なく表明されたもので、史的事実の反映であると考えてよいであろう。ただ建保という鎌倉時代初期にこのようなことが書かれたのであるまい。

以上幾つかについて所見を述べたが、「十三山王坊十三宗歴代高僧之像」以下の諸項目の文にも、同じような似たような類のことが書かれているが、理解し難いことも多く、近世北国すなわち北陸から伝わったと考えられる俚語「十三の砂山⁽³⁾」を、興國二年の大津浪の際に越の国に墓参旅行中、邸が被災した大商人の娘が口まかせに歌ったことによって始まったなどというのも、興國の頃だというのに「大商人」と表現することの妙しさで明らかに説話伝説にすぎないが、北国から北前船と共に伝わったはずの事実を伝えている。また時代的に近世の知識を秘めて中世に当てるというように数百年の隔たりがあるのでとても真史料としての意味は持たせ得ないけれども、この歌を越の国の旅から帰って娘が歌ったというところに、この歌を津軽の人が、北国から伝わり港の女性の歌となったことを知っていた事実の反映を認める事ができる。だからここに挙げた種々の資料も、理解し難いことが多すぎるからといって、すべて史料的意味を持たないとはいえないであろう。

われわれは、山王坊の地に社寺の遺物・遺跡を掘り当てて、まさしくその地名を伝える地に、日吉神社の鎮座と対応する中世社寺のあったことを確認した。『東日流外三郡誌』に書かれている山王坊記事のうち、少なくともそこに社寺があったという件りだけは事実であった。発掘成果は充分に評価さるべきである。

第2節 日吉山王と津軽安藤（東）氏

この山王坊のほかにも中山山王日技神社などが『東日流外三郡誌』に見えるが、現在の青森県地方にとって日吉山王がそれほど一般的で多い神社ではない。青森県神社庁の発行している『青森県神社一覧』によると、南部の方では、階上村晴山沢の日吉神社しかないから、記載されていない小さい社の存在を考慮に入れても、この地方において日吉神社の分布の少ないことはよく理解できる。一方津軽地方においては、青森市山王林の日吉神社、弘前市上池神の日吉神社、そしてこの市浦村岩井の山王坊日吉神社が記載されている。南部一对津軽三であるから、両地方の間に差があるということとは羽既にいえるが、この章の冒頭に記したように決して青森県地方全体でも多い神社ではない。それだけに、この神社が津軽にもたらされたことについては、その史的意味を考察してみる意味があるといえる。

この山王坊と安倍安藤（東）氏との密接な関係はこの氏の支配圏からみて先ず間違いないであろう。それは仮に『東日流外三郡誌』の所伝をすべて捨てたとしても遺跡の時代性からいえることである。…一体安倍安藤（東）氏はこのような日吉山王信仰をどのようにして津軽に受容したのであろうかといえば、すでに指摘したように京師比叡の統を引くものであるとする意識が読み取れたように、どこかに勅請されていた日吉神社を更に津軽に勅請したことではなく、直接近江坂本から勅請されたものと考えざるを得ない。津軽の豪族がどうして坂本と結びつくのかというと、まず一つは山形県鶴岡市の日枝神社、同酒田市の中枝神社、秋田市新屋の日吉神社、同市八幡（元飯島）の日吉八幡神社、秋田県能代市の日吉神社と東北の日本海岸沿いに、しかも港町ごとに北に向かっている信仰の流れが存在するという歴史的事実があり¹⁰、その線上に津軽が位置してゐることである。だがもう一つの要因がこの山王坊にあると考えられる。それは、安倍安藤（東）氏がその辺の東北豪族とは全く違う海運豪族としての性格を持っていたことであり、その海運力によって直接受けに密接な関係を持っていたことである。

そもそも日本海の北方海運には、昆布や鮭などを主とした北方物産を京畿にもたらす交易の役割があった。津軽に本拠を持つ安倍安藤（東）氏は渡島半島方面にも出先勢力を置いていたものらしく、中経交易者としての立場を待っていた。蒙古来襲の際にその水軍を西海に派遣したという伝えさえ持っているが、泣き止まぬ子に「蒙古来るぞ」という子守歌を伝えている津軽のことを考えると、まんざら安説ともいえないような気がする強力な武装商船隊を保有し運用していた。この伝統は南下して秋田安東氏の時代になってもひきつがれていて、戦国期にも中央権力と海運をもってつながっており、いわばその總決算的できごととして、豊臣秀吉から秋田安東実季への秋田杉の板材運賃下命のことがある。もちろん板の賦課は他の出羽豪族などにもあったのであるが、その中心として宰領の責任を負わされたのは秋田氏すなわち安倍安東氏である。

この海運力があり、その力の故に早くから中央に知られていたからこそ、さにに触れたような慶季への羽賀賣造営の下命はあったのである。寺院の造営というと、単に資金が豊かであるということだけではなく、銳木材の方の提供も期待されていたからであったと考えなければならない。安倍

安藤（東）氏の領地が、津軽桧葉の名産地であるばかりでなく、杉の名産地秋田地方にも勢力を及ぼしていた同のことだからである。建長5年（1253）に安倍盛季が男鹿赤神山日積寺に二王堂を寄進したという伝えや、元德3年（1331）安倍高季が赤神社に多宝塔を寄進建立したという史料などによれば、康季が永享8年（1436）に羽賀寺を建てる段階に、今も秋田杉の産地の一つである男鹿地方に、安倍安藤（東）氏の支配が及んでいたことは疑うべくもない。

男鹿の外にも太平山や米代川流域の天然秋田杉の産地は、近世から現代までもその名は高いが、河口港能代に集積される秋田杉の量は特段に大きい。そしてその現在の能代市・山本郡地方に安倍安藤（東）下家の入った時期については、從来十四世紀とされてきた。それどころか南部氏に追われて松前に渡り、それから秋田県地方に向かってくるという定説化していた旧來の説に従えば、その南下は十五世紀にさえなりかねない。けれども永享年間という十五世紀前半に、羽賀寺を造った「日本將軍安倍康季」は奥州十三湊にいたのであるから、その段階で津軽が安倍安藤（東）氏の本拠であったことは明らかであるが、だからといって渡島半島や秋田県北・男鹿地方にその力が及んでいたかったということにはならない。

近世の民俗学実地研究者の菅江真澄は、その遊覧記の一つ『雄鹿の春風』の中に、康永3年（興国5・1344）当時に「鶴郡地頭安部兼季」なる人物のいたことを伝える史料を写し取っている。彼の写生は、現在の調査写真と同じであるから、極めて信憑度が高いが、これは江戸時代の久保田藩を代者する武士学者の一人岡見知愛が延享元年（1744）に著した『祚山峰の巣』に「兼季までは、奥州津軽十三湊に生す。康永の始め、足利尊氏卿より秋田比内三郡を賜り、実季まで二百余年山本郡檢山城主也」と記されている伝えと一致する。山本郡といっているのは寛文4年（1664）以後の称に従っている表記で、尊氏時代なら検山郡とか河北郡とかと呼ばれていたものと認められるが、『雄鹿の春風』に記される文化7年（1810）の状態より65年も古い時代の記録である。祚とは樅や櫟のこと、現に中国では今もそれらの樹木を祚の字で呼んでいることを1984年吉林省集安県に「好太王碑」探訪の旅をした際確認したが、落葉広葉樹林に蔽われた領國の山を岡見の深く愛している趣がよく伝わってくる書名で『六郡旧記』『祚山誌』などの別名もあるすぐれた地方史誌である。尚、六郡とは佐竹領の雄勝・平鹿・仙北（もと山本）・河辺（もと豊島）・秋田・山本（もと桧山）六郡の意である。

しかも建武中興の際に、北条氏の余党らがここで鳩郡といわれている男鹿半島や秋田城の地に拠ったという紛争事件を「奈藤文書」が明記し、広く学界の注目を受けて来た事実を考えるならば、足利氏段階になってはじめて安倍安藤（東）氏が男鹿・秋田湾沿岸地方に領地を受け来住したとは考え難い。やはり既に持っていた権益を安堵的に承認されたものと判断するのが妥当である。それがいわば足利政権のやり方でもある。

然らばそのようなこの地方における安倍安藤（東）氏の勢力はいつどのようにして入ってきたのであろうかといえば、頼朝の奥入りの段階に男鹿・秋田地方の地頭になった橋氏が南西の領地に転じてしまう十三世紀半ばこそ、その重要な転機になっていると認められる。そしてそこまでは他の研究者の

考察にもあるが、もっと早くから同氏勢力の秋田地方への南下はあったものと推考できるのである。橋氏が男鹿・秋田地方に地頭職を得、しかも小(男)鹿島氏を名字とするほど密着重視の姿勢を示したのであるから、この段階での男鹿地方への安倍安藤(東)氏の入部ははずなかつたであらう。ところが、その北で津軽までの沿岸部については、この氏の勢力扶植を考えることができるのである。鎌倉勢力と奥羽勢力との戦では、現在の秋田県地方では、由利(理)地方の豪族由利八郎が捕虜になり、河田太郎・秋田三郎は戦死し、河田次郎は頼ってきた泰衡を殺しながら、頼朝に殺された。こうして旧来の勢力が一掃されると、頼朝は、由利には御家人の列に加えられた由利八郎を戻し置き、秋田三郎の跡には橋公業を入れ、山北にもそれぞれの地頭を入れ、北秋には甲斐源氏浅利を、鹿島には武藏七党などの鹿島四姓を配した。

ところが元慶の乱の抵抗十二村の一つ「大河」^mの銃を伝える八郎潟東湖岸を本貫とする豪族大河兼任の所領だけは、旧のままであった。兼任は現在の地名でいえば南秋・山本の地方を支配していた。平泉藤原氏の家来であると自称しているが、郎党であったか否かは別としても、平泉藤原氏と結びついでいたであろうに、他の出羽守将のように鎌倉勢と戦ったらしい気配は全くない。しかし頼朝に心服していたというわけでもない。弟の新田三郎入道・二藤次忠季ⁿは鎌倉御家人になっているのに、彼は間もなくいわゆる「大河兼任の乱」を起こして四周の御家人地頭たちを敵に廻すのである。

兼任の乱の敗北によるその勢力の消滅は、古代東北史だけにとどまらず、古代日本史全体にとっても、その完全な終結を象徴的に示すものであった。鎌倉幕府にとっては、奥羽支配の宿願を達成したことが、同時に全国支配の完成を意味するものであったからである。そうであるとすれば、この重要な歴史上の役割を演じた人物の遺憾を注意深い頼朝がそのまま放置していたとは考え難いことである。しかし兼任が亡びて空白になったはずの廻に、北部には葛西氏の勢力が及んでいたかもしれないが、新たに地頭職を得た武将の存在を示す史料は見当らない。となれば、幕府でも異存がないような近隣の勢力が自然に進出してそこを席捲したのではないかと考えざるを得ないことになる。

兼任と戦って死んだ由利八郎ははもちろん兼任の後釜にはなれない。その後鹿勢力はいたろうが、由利よりは兼任遺領に接した勢力の橋公業がその適性を持つけれども、兼任と戦い敗走したことで頼朝の機縁を損じたことが『吾妻鏡』に克明に記録されている公業が、その北部地域を支配することを容認されたとは考え難いことである。史料的にも男鹿市・秋田市地域に廻わる譲状は残っているのに、南秋田郡北部や山本郡さらに能代市に及ぶ地域について、橋氏が所有していたとか関与していたという文書や記録は伝わらない。

ところが、津軽に勢力を占めた安倍安藤(東)氏には、その可能性が極めて強いのである。十三豪が平安時代末期にすでに名港津であったことは周知の通りであって、そこに拠点を据えた海岸豪族の力が、鰺ヶ沢・深浦・八森・能代などにも及んでいたろうことは察するに難くない。その能代は兼任の勢力圏の北方の要地であった。おそらく兼任の敗死後安倍安藤(東)氏は、この港津を足場に、次第に能代・山本地方に力を及ぼして行ったものと考えられる^m。男鹿半島に水運拠点を持っていた

とみられる安倍安藤(東)氏が、橘氏の南西撤退後にこの地方を支配するようになる事実は、大河氏の滅亡後に、既に関わりを持っていたと認められる能代などの港津に拠り地を求めて勢力を拡大したであろうことを裏書きしている。

これら津軽から北羽にかけての港津をこの氏族が支配していた背景には、北条氏の権力の裏打ちがあったのである。この海路を安倍安藤(東)氏が保つことは、北方交易の利益や奥羽物産の運漕によってもたらされるものを、安定した状態で北条氏が吸い上げ得ることでもあり、鎌倉幕府の支配体制を海路を通じて維持できることでもあった。反鎌倉の挙に出た大河兼任を排除することは幕府にとって大きな命題であった。当然そのあとには親鎌倉的な勢力を入れたであろう。橘氏はあまり北条氏を中心とする鎌倉中枢から好まれなかつたと考えられている。遠い西国に移って行くことは、この氏が西国に出自を持つ故の好みに依るものであるとばかりは考え得ない政治地理学の流れがある。というのは、小鹿島を名字にした橘氏がこの北羽地方にどのような心情を持っていたかは極めて明白だからである。やはり鎌倉中枢から、坂東や奥羽からは遠ざけたいとする政治力学的な働きかけが存在したと見るべきであろう。そしてそのようにして動かされた後に安倍安藤(東)氏が入り込んできている事実は、このように移って行く状勢を幕府中枢が望んでいたことを端的に示すだけでなく、そのように動いて行く状況を形成しようとする希求の存在を物語るものである。邪魔な大河兼任を除去したあとに、北条氏御内人であるとまで考えられて来たような立場にある安倍安藤(東)氏を入れることは、鎌倉幕府の政治指向の自然の方向であろう。

大河氏本貫の地である南秋田郡馬場目川流域の寺庭白山権現社に伝わった棟札には、安倍太郎吉定の名があった¹⁰。馬場目川の古名が大河(川)であったと考えられることと相い俟って、このやや内陆部にまで安倍安藤(東)氏の勢力が入っていて、しかもその棟札の年代が建長という十三世紀半ば頃のものであったということが注目に値する。もちろん兼任の乱から建長までは半世紀の隔りがあるので、安倍太郎吉定の存在を直接兼任の乱後のことに結びつけることはできないであろうが、吉定の前に一代なり二代なりの前提がなかったとは断定できないし、この吉定の安倍太郎がよく安倍太郎を名乗る人物がいる安倍安藤(東)氏と全く別族であると考えることもできない。やはり十三世紀の初め頃に安倍安藤(東)氏の南秋田郡地方進出はあったのではないかと考えられる。

この安倍安藤(東)氏が男鹿半島北浦に日吉神社を奉斎していたことは、山王坊日吉神社のことを考えるうえでも重要なことである。いうまでもなく近江に本社を持つ日吉神社を、この氏族がおそらく海路をもって勧請していたらうことをよく示すからである。真澄の見た棟札が十四世紀前半のものであったということは、いわゆる山王一実神道が形成される段階にすでにこの氏族が日吉信仰を受容していたことを物語る。棟札に、大權那が藤原光長・大友重光・藤原吉兼で、神主は紀真清、大工は左三郎則家、鍛治は沙弥阿であるというような記載が詳細であることは、その奉斎体制が良く整った状態になっていたことを示すものであるから、山王坊日吉信仰も相当の整った形で行われていたことを推察せしめる。

さらに秋田地方には同氏の奉斎した日吉神社があった。秋田市八幡に鎮座している日吉八幡神社

である。祭神が大山咋命・誉田別命であるのは二つの神社が合祀されたからである。誉田別命は応神天皇で八幡神社の祭神であることはいうまでもない。大山咋命が日吉神社の祭神である。そしてこの神社はもと飯島にあったことは本節の初めの方で触れた通りである。飯島は、秋田市の外港土崎北郷の現在新興住宅地帯であり且つ秋田工專のある文教地帯であるが、近世から近代までは農村地帯であった。土崎は昭和になって秋田市に合併するまでは南秋田郡土崎港町で、ことに明治38年（1905）に奥羽本線が開通するまでは、北部日本海岸有数の港津であった。飯島は港町の郊外農村であったわけである。そこに佐竹氏の時代に久保田城下の外町の鎮守たる日吉神社が鎮座していたのは不思議の感もなくはない。

しかしこの飯島は、近世に雄物川河口部に土崎港の主部が移転するまで、古くからの土崎湊の存在した粒足川（現在の新城川）河口部を擁する港津地であった。土崎湊が飯島地区であった時代こそ安倍安東氏がそこを支配していた時であったのである。飯島に鎮座した日吉神社は領主安倍安東氏の蒼きまつる神社であった。その神社が次の領主の佐竹氏の城下町に移され蒼祀されたことはむしろ自然である。なお、これまで安倍安藤（東）氏と書いてきたのに、ここで安倍安東氏と書くことにしたのは、この時代になるとこの氏は安東氏と書くことに一定し、やがて秋田氏を称すようになるからである。

応永2年（1395）沙弥安倍宗東が飯島の奥の上新城五十丁にこの社殿を営んだものを、天正17年（1589）安東氏が漢城を營むと城下の港町飯島に遷し祀ったものである。そして安東（秋田）実季は文禄3年（1594）上洛するに際し、家臣達は留守中誠実に命令を守り忠勤を勵む旨の起請文をこの神社に捧げているから、日吉神社に対する安東（秋田）氏の密接な信仰の状態がよく理解できるのである。起請文には「当国之鎮守羽黒・月山・鳥海并当郡鎮守赤神両山権現、古四王権現、山王八幡」という風に書き、「山王八幡」と呼ばれているのであるが、飯島県田の山王社跡からは、聖観音の石仏が出土しているが、それは八幡の本地仏が觀音であることによっている。文禄三年の上洛に關係があるのかと考えられるが、この年この神社は実季の命で祭例に統人制が実施され、平野屋甚内が統人となり京都から神輿二基を購入し、飯島と殿丁の間を巡幸させている。殿丁とは当時の港町の中核部であり、やがて土崎港の中核部の殿保町となるところである。当時の神領は二百九石余であったと伝えるから、安東（秋田）氏の崇敬の深さがうかがえる。さればこそ、秋田に入部した佐竹氏は元和元年（1615）新城郡久保田の近郊八橋に遷座させたのである。

もちろん飯島の山王八幡のことは十六世紀末のことであり、場所は既に秋田であり、安倍安藤（東）氏ももう安東（秋田）氏を名乗るようになっていた。十五世紀前半に焼亡したという津軽山王坊が安倍安藤（東）氏に奉斎されていたときのことと対応させて考察することは時代錯誤の如くでもある。

ところが、この山王八幡は飯島の前の五十丁よりも前には外旭川の並岡に鎮座していたのであるが、それは元亨2年（1322）に新城の館主が土崎宗道を神主として奉祀したものだと伝える。ちょうど横氏が撤退して安倍安藤（東）氏がこの地方に進出したと目される段階から一世紀ほど経つてことになるから、館主はいうまでもなく安倍安藤（東）氏の勢力であった。神主家などに伝わった

ところでは、この笹岡日吉八幡神社は創祀ではなく、日吉山延命寺無量寿院という修驗寺院であったという。その開基は前九年の役の後に修驗者になった安倍宗任であるという伝承である。日吉と無量寿というのであるから日吉だけではない祭神を最初から祭祀する性格の修驗であったものであろう。宗任などというのは宗教の開基週及説話にすぎないが、それでもこの中に安倍氏を始祖とする安藤(東)氏のこの神社に対する関わりが創始の段階からあったことを暗示している。元亨以前の多分十二世紀中に日吉八幡神社の前身の始源はあったものであろう。ここに至って山王坊の日吉信仰と時代的に対応し得るこの氏の併行する日吉信仰を認めることができるのである。

第3節 近江から津軽へ

日吉神社が日枝神社とも書かれるのは、いうまでもなく「日吉」が「ひえ」と読まれるからである。「住吉」が「すみのえ」と読まれ「墨江」と書かれていたのと通じている。「吉」が「え」で良・佳などと同義であり、古代に「え」といわれていたものが、文字によって後世「よし」と読まれることもあり、中には「ひよしじんじゃ」と称している神社もある。先に文中にも出てきた秋田市新屋の日吉神社や能代市の日吉神社は現にそう称している。いずれも論中安倍安藤(東)氏との関係を考慮した神社である。どう読まれ称され、またどの文字が用いられるいとも、この神社が大山咋神を祭神としていることは確かである。大山咋神については『古事記』上巻、大国主神の段に
故、其大年神、……又娶天知迦瀧美豆比売、生子、奥津口子神、次奥津比売命、赤名、大戸比売神、此者、諸人以
拜靈神者也。次大山咋神、赤名、山末之大主神、此神者、坐・近添海國之日枝山、赤生・葛野之松尾、用、鳴鑼、神者也。

とある大年神の子である。ここに「日枝山」と書かれることが「日枝神社」とする社名の與ること因ともなっていよう。大年神は、須佐之男命が櫛名田比売との間に生んだ子であり、宇迦之御魂神と兄弟神である。同じ神格とも見得る豊饒の神である。

六国史では、大歲神は、貞觀九年紀に飛驒國の、同十三年紀に石見國の、元慶四年紀に筑前國の奉斎神として『日本三代実録』に表れるが、大山咋神の方も六國史では『日本三代実録』に、貞觀元年正月条に「比叡神」として、仁和3年4月条に「日吉」の神として表れる。松尾の神というのは、もちろん松尾神社の中津姫命と夫に祭神となっている大山咋命のことをいうのであるが、中津姫は宗像神社で中津宮に祭られる女神である。大宝元年秦氏が奉斎したというから、比叡の地主の神の神徳を本拠葛野郡の地に迎え、本国から来航した時以来縁りの深い宗像神と併せ祭って、自分たちの氏族のためにも神の恩恵を受けようとしたのであろう。

古い伝統を持って『古事記』にも日枝(比叡)山に鎮座すると明記される日吉神社は、それ自体でも古典神として由緒ある信仰の対象であったと考えられるが、平安時代に入って天台宗と結びつくことによって一層広い信仰を受けることになった。天台神道すなわち山王一実神道の教義的成立は中世になってからのことであるが、承和の頃慈覚大師が赤山明神を比叡山鎮守としたというように、神仏習合が進むのは平安時代のことと、その末期には「日吉權現」の称も行われているのであるから、比叡山延暦寺と坂本日吉大社の間にはその地縁的関係からの接近があったに違いないのである。ことに天台宗修驗道の展開から、それに伴う日吉神の習合的信仰も深まり習合的勧請も進ん

だに違いないのである。

貞応2年(1223)12月2日成立の『山王織天記』¹⁰には、日吉は天照大神の分身だと記し、同時に駿迦如来の垂迹神だとも記している。日吉と三輪とは古くから関係があったものと認められるが、駿迦が欽明天朝に三輪に垂迹し、天智朝に比叡に垂迹したのであるとしている。既に習合説は完成していたのである。また当時既に上七社・中七社・下七社などの仏説も伴うような二十一社の構成もできていたのである。いうまでもなく『古事記』の大山咋神が天照大神でないことは明白であるから、山王日吉神が天照大神の分身とすることも、大日如来と天照大神の習合が生じてから、大日如来が駿迦如来と一緒にであることによって、日吉は駿迦の垂迹であるというような教義が生み出されたのであろう。山王二十一社はやがて時代が下ると一百八社を数えるように拡大して行くのであるが、それは天台信仰と共に諸方に広がって行った日吉崇拝が各地の神々と接觸して結びついたものに違いない。

山王一実というのは、山は縦三画に横一画、王は横三画に縦一画という字形で、山の縦三画は空・仮・中で、横一画は即一であり、王は横三画が三跡で縦一画が即一であるとして「三跡即一」の天台の教理で解釈するのである。それは「一心三觀」とか「一念三千」とかというのも同じであるとされた。しかし山王一実神道の名称が一般化し童伝されるのは戦国以後でありむしろ江戸時代の天海僧正段階以後であるといえるから、先にみた『東日流外三郡誌』の関係記述が「十三山王坊」の如くなっていて、一実神道の称がないのは、古様に合うともいえる。その名称がどうであろうとも、天台神道・山王年譜というべき実質を持つものが、平安末以後鎌倉時代に広く諸方に伸びる形の一つとして津軽山王坊にも及んで行くことは極めて自然であった。

平安末にはすでに山王二十一社のような構成になっていたのであるから、それを受け入れた津軽山王坊で、二十一社ではないが十三宗寺という集合体を形成することも不自然ではないようである。先に指摘したように、山王坊の区域に大きな諸宗の寺院が伝えられるように多數現実に存在したか否かは甚だ疑わしいが、日吉神社を廻く山王坊に多くの社寺が集合して営まれるという発想や恩弁は、坂本の日吉大社を崇敬し知っていた人々の間に、当然のことのように導き出されてきたものと認められる。そもそも『延喜式』には正一位大比叡神と從四位上小比叡神とが名を載せられている。もともとの地主神大山咋神を祭っていたところに、天智朝に大和三輪から大神神社が勅請されたと伝えられる。大山咋神の方が小比叡、大神神社の方が大比叡である。それが延喜寺と結合し神仏習合して、都の貴顕から地方の庶民にまで広く信仰され、神輿を担ぎ出すような政治正方とさえなり得た延喜寺の大勢力と背景として、その神威は向上したから二十一社などにも及ぶような大構造となったのである。

二十一社は神仏分離後の現状¹¹では

上七社

大	宮	主神	大神神社	大日如神
二	宮	主神	日吉神社	大山咋神
望	真	子	宿社	宇佐宮

八王子同	牛尾神社	大山咋神荒魂
客人社同	白山比売神社	白山姫命
十神師同	樹下神社	鷦鷯依姫命
三官攝社	三官神社	玉依姫神荒魂
中七社		
大行事攝社	大物忌神社	大年神
牛御子末社	牛御子神社	山末之大土神荒魂
新行事攝社	新物忌神社	天知加流水忌神
下八王寺末社	八柱社	五男三女神
早尾攝社	早尾社	素盞鳴尊・葦田彦神
王子同	產屋神社	鶴別雷神
聖女末社	宇佐若宮	下原鹿神
下七社		
小神師末社	樹下若宮	玉依彦神
大宮靈殿同	靈殿社	奥津彦神・奥津姫神
上宮靈殿同	同	同
山末社攝社	氏神神社	健角身命・宇志丸
岩瀬末社	岩瀬社	市杵島姫命・苗津島姫命
劍宮同	劍宮	素盞鳴尊
氣比同	氣比社	気比神同体

となっている。左段が旧称、中段が現代社名、右段が祭神である。

それに對し、先の燐天記の記述によれば、

上七社	
大宮、二宮、聖眞子、八王子、客人、十神師、三官、	
中七社	
大行事、牛御子、新行事、下八王子、早尾、王子宮、聖女、	
下七社	
小神師、大宮靈殿、二宮靈殿、山末、岩瀬、氣比宮、劍宮、	
此外、山末、塔本三聖也。	
親成説云、至下七社者、未有定說、人々任意、各率一體也。	
大宮 東竹林、住吉、西竹林、八幡、若宮十一面也。	
二宮 若宮諸觀音、二宮左脇也。	
聖眞子 氏水、聖女、左脇、王御子、氏水ノ東、近來在・山水ノ近、	
八王子 千歲、万歳、巖間、聖御子、八ノ御子、已上五所、御殿右脇、大巖北。已下從・北至・南。	
百大夫、若宮、勢至菩薩、或云、地藏菩薩。大巖南。七郎八郎、同社、三宮左脇也。已上四所、大巖下。自・北至・南。矢取、三宮左脇。	
客人 小白山、御殿ノ右脇。已下三社。自・北至・南。若宮、別山大行事、聖觀音、或阿弥陀。	
十神師 愛染主、門樓外。内王子、地藏菩薩、巖龕南。夷、不動。三郎殿、ビヤ門同社。若宮、三聖窓社、巖窟下。	
已上門樓外。	

三宮	義、二宮右脇。八王子、矢取同社也。
下八王子	矢取、平取、若宮、彌高、高ノ御子、巳上五社。御殿右脇。自・北至・南。
王子宮	祇園天王、薬師、帳御子、巳下七社。自・北至・南。富ノ御子、若宮、富御子同社。王子ノ御子、八ノ御子、夷三郎殿、同社。鼠禿倉。
早尾	私市、大石右脇。巳下五社。自・北至・南。山長、勢多御童子、新社。吉備津宮、地藏、夷三郎殿、同社。若宮、一臺、富永、巳上三社、西向。巳下七社。自・西至・東。舞若宮、冠者殿、兒御子、伊豆權現、千手。八幡若宮、稻荷、稻村、貴布禪、不動、無尾。巳下自・北至・南。早尾、巖島、千歳、彌行事、世直。
大行事	護國。
牛御子	衆鬼住。
塔本	夷三郎殿、大行事、小宮、子安宮、鳥居南脇大石也。巳上無動寺智信阿闍梨説云々。

ということになる。このように神仏習合の構造化した日吉神社が、唐の天台山国法寺山王祠によった「山王社」の称で全国に勧請されるのであるから、何処の豪族に信仰されてその地に鎮座しても何の不思議もないことであるが、この安倍安藤（東）氏には、他の奥羽豪族とは違った京畿や近江への海みちが通じていたのである。

坂本から琵琶湖に出て今津に至り九里半街道で若狭小浜に出ると、そこにはあの羽賀寺のある国富莊がある。今津のあたりが十三世紀前半に延暦寺東塔東谷金剛寺院領であったことなどを考え併せると、小浜から日本海航路で北に帰りまた南航していたと認められる安倍安藤（東）氏が、日吉山王信仰を受入した経路がよくわかるようである。羽賀寺は現に眞言宗であるが、「羽賀寺年中行事」によると、寺の背後の山天ヶ城（266m）を越えた北方、青戸の入江に面した若狭浦に、羽賀寺法印が長保5年（1093）以来別当となる「山王山ニ之宮權現」があったことがわかる。二宮が大山咋神を祭る日吉神社そのものであることは先に見た通りである。

羽賀寺は元正天皇勅願の古寺であるといい、觀音堂の本尊十一面觀音は、天皇を写したものだとさえ伝えられている名刹である。この寺を安倍安藤（東）氏が二度にもわたって修復しているということは、相当早くからこの寺に何等かの関係を持っていたことを推測せしめる。津軽山王坊の選地が羽賀寺の選地と通じているとする指摘が加藤教授にあるのは、決して単なる偶然の一一致ではない選地のあり方を思わしめるものである。もちろん津軽山王坊の選地には坂本日吉神社のそれと並じた面も明白に存在するのであるが、坂本から津軽への海みちで、小浜が中継の役割を為していることも疑ひないであろう。

羽賀寺には宗祖弘法大師を祀る石碑とならんで堂の東側に古碑がある。表には

奥州十三箇日本將軍安倍康季君

鳳棲院殿高山賢機大居士

三百五十遠忌塔

とあり、裏には

寛政二庚戌六月廿四日 現住胎乗

と彙まれている。『羽賀寺縁起』には本淨山という山号で寺名が記されているが、本来は鳳聚山が山号で、それを院殿号にする康季のこの寺との関係の深さがよく示されている。『羽賀寺縁起』には

「奥州十三漢日本將軍為-權越、拂-加莫大之貨錢-造單」

と記されているが、その莫大の奉加というものは、この氏の大武装商船隊の存在があつて可能であったのである。若狭には

相模守殿銜領若狭國守護分多烏浦船徳勝也

右国々渡泊関々不レ可レ有=其煩-之状如レ件

文永九年二月 日

という過書船旗が伝わっている。多烏は今の田烏である。相模守殿領すなわち北条氏領は東北にも多く、津軽でも相当な量の存在が考えられている。それに密接していた安倍安藤（東）氏もこのような過書船旗を待っていたに違いない。かなり自由にして効率的に往来していたのであろう。その中で日吉信仰という文化的事象も、坂本から小浜を経て津軽山王坊に伝えられ得たのである。

坂本の日吉大社は大きくいえば比叡山麓に鎮座するが、直ぐ裏の神奈備山は一山巖石で蔽われているといってよく、古墳と認められる石組みも多い。『山王煙天記』にも「大巖」のことが何度も見えたが、神奈備山頂上の巨巖は大山咋神の墳墓であると伝えられて、日吉大社からも延暦寺からもそして崇敬者や信者からも、深い信仰の対象になってきたのであるが、津軽山王坊もまた巖石累々としている。おそらく平安朝末から鎌倉時代初・前期にかけて、修驗者や天台僧などを山王坊の初瀬を開いた際にも、日吉大社の鎮座する地形を意識して津軽の聖地を選定したに違いない。同じ中世の熊野信仰の伝播に当たって、各地の熊野勧請地に本宮・新宮・那智などを、紀伊の本社の地になぞらえて配しているのと全く同じである。

津軽山王坊の背後の山は、男山・女山の形を見せていて、現在の日吉神社社殿は、女山側の中腹に鎮座しているけれども、中世南部氏の攻めで焼亡した社殿と目されるものは、もっと男山寄りに位置していた。そこは両山の中間地帯ともいえるが、その後背斜面には一見神秘感を漂わせるものを含んで、豊しい巖石の流れ出しが見られる。ことに半ば立像の慈母観音にも見立てられそうな大岩などは、日吉大社の巖石を偲ばせるものがある。おそらくは纏文期においても原始信仰の対象になつたのではないだろうかと考えられる石流である。女山の信仰は上側について考えられていることにも通じ、男山もまた、西の方に形よく立つ霧山(152.4m)に似ている。もちろん脇元の海岸に立つ霧山は航海の指標となりその故にこそ帆山の称が生まれるのであるが、少し内陸に入りより高い山の中に位置する山王坊の男山は、現在青森桧葉や秋田杉の林に中腹以下を蔽れており、必ずしも山形は良く見えないが、本性はよく通じ、巖石の流れはむしろ海岸部に独立峰となつてゐる桂山の櫛山よりも畏怖感を与えるものがある。

おわりに

山王坊には日吉神社が鎮座し、そこには古くからの聖域の伝えがあり、ことに『東日流外三郡誌』には寺社の大集合地帯であったとの記述がみられ、その書のあり方には問題もあるが、現実にそこ

に施物跡が発掘されたのである。しかもその宗教遺跡は中世津軽の豪族安倍安藤（東）氏の営むものと伝えられ、且つ歴史的にもそれは事実であろうと考えられる。

本論は、山王坊・安倍安藤（東）氏・日吉山王信仰などのことをめぐって、いささか考究するところを述べた。

最後にひとつ重要なことについて指摘しておきたい。それは第1節において記した『東日流外三郡誌』の「十三宗寺」のことであるが、同誌には山王坊の地区に整然と13ヶ寺がならんだ絵図面が幾つかある。そして各図の間には若干の出入もある。本論のようにこれが山王坊地区に編まって位置していたとするならば、地域は、狭く過ぎることを指摘しなければならない。

しかし、沈思すれば、この山王坊の地名は、あくまで山王坊そのものであって、山王社以外のものがあったことを物語る要素は何もない。だからといって十三宗寺が架空のこととも考え難い。

これに関する私見は、以下の如くである。宗教文化も充実していた安倍安藤（東）氏には、十三宗寺に類する諸寺院を建立し、外護する事実も実力もあったに違いない。そして山王坊の地には山王日吉神社しかなかったのである。そして『東日流外三郡誌』に収録されている絵図面は、市浦地方など安倍安藤（東）氏勢力圏一円に分布している諸派寺院を一覧表に整理したものであると考えられる。

宗教学的に言えば、絵図面は「曼荼羅」なのである。従って、そこに記されるのは分布の実際ではなく、宗教理念上の整理なのである。

註 (1) 匹巻も豊島氏の鍋造である。

(2) 東北学院大学東北文化研究所紀要第16号「特集北方日本海文化の研究」(1984年11月)に関係論文が載るほか、新野「津軽山王坊の調査概報」(『秋大史学』第29号・1983年7月)や「市浦村山王坊跡発掘調査報告会記録」(『北東文化研究会資料』昭和59年)など文献による報告のほか口答の研究発表も幾つかある。

(3) 直島勝蔵「十三村郷土史」分巻二十三の砂山館第一章(光)などを参照。昭和22年の領先附古田良一先生の「日本高麗史」の講義でも、既にそういう論證について挙げたことがある。

(4) 昭和52年1月現在の表であるが、神社の性格からしてその後の変化を考慮する必要はあるまい。

(5) 新野「東北に伝來した神々」(白水社「日本の神々」12・1984年)

(6) 「羽後風故説」第七節「雄鹿全島之部乙」(歴史図書社「第三期新秋田叢書」(2)・昭和51年)

(7) 宮江直澄「恩賜紋金具(男鹿の秋扇)」

(8) 新野「古代史上の秋扇」(秋田朝日新聞社・さきがけ新書1・昭和56年)に十二村を図示しておいた。

(9) この名も気になる二輪次の「藤」は安藤の「藤」と何らかの関係がないのか。忠季という「季」は安倍安藤（東）氏の伝承の名乗の「季」と関係がないなどの点である。

(10) この考は新野「能代と海路」(「能代山本地方研究」2・昭和52年)で述べたことがある。

(11) 「秋田風土記」(文化十二年從川盛品著・『新秋田叢書』十五・昭和47年)

(12) 沢道大系「古事記」(小野田光雄校註・昭和52年)による。

(13) 「続群書類從」二編下所収本に依り、「神道大系 日吉」本を参考にした。そこでは「蠻天說」であるが、本稿では日吉開祖文献であることを明らかにし「山王」を示した。

(14) 「元字取書」卷10

(15) 「神道大辞典」(平凡社・昭和12年・蘿川書店・昭和55年)による。

(16) 「唐仁元年十二月四條天皇宣旨案」(『鎌倉遺文』五三四六)

(17) 加藤幸「津軽安東氏・山王坊跡」の調査(前記=註2+「紀要」16号)

市浦村蓮華庵の石造物概報

佐藤智雄

所在地 青森県北津軽郡市浦村字相内47

蓮華庵は、市浦村相内集落の東南部にあり、相内集落と十三瀬を見下す小高い丘陵の端部に位置している。同地は史跡福島城・神明宮の北西約1.2km。山王坊跡の南西約2.1kmの地点にあたり、地元の古老が「シコロ山」と呼び、「丘新城」があったとされる伝承地の一部でもある。同庵は、正徳元年(1711)、同村十三集落にある湊迎寺の末庵として開基され、現在に至っているといふ。

同庵寺には、本尊阿弥陀如来像をはじめとする多くの寺宝の他に、現在調査中であるが、延文年号のある経石をはじめとして、山王坊跡・禪林寺・阿吽寺・長谷寺などの疑定地・伝承地、他から開田作業の際に出土した石仏・石造物等が壇家衆や信仰心の厚い村民によって運ばれ、納められている。

本稿で今回報告の対象とするのは、寺域の地蔵堂に納められている石造組物群と、共同墓地内にある無縫塔で、すでに本文で記述した「関連遺物」と共に、昭和60年11月・12月の二度に渡る調査の際に調査対象となった遺物の一部である。蓮華庵が保管する石造物は、現在整理の進められている地蔵堂内のものだけでも53点を数え、総計で80点余が発見されている。石造物には、五輪塔・宝篋印塔・無縫塔・層塔・石仏・石仏基礎・経石その他に分けられ、全体の割合から、五輪塔の部分品・宝篋印塔の部分品が全体の50%を占めている。地蔵堂内に納められている遺物は、五輪塔の一石による空風輪4点、風輪(あるいは他種の請花)2点・火輪6点(あるいは他種の笠部4点)・宝篋印塔の笠3点・塔身2点、(複製)無縫塔の塔身2点・中台2点・竿2点、層塔の相輪請座1点・石塔基礎7点・石造地蔵立像2体・持物等破片2点、台座3点、石仏7体他8点に分けられる。五輪塔は、風化しているが、四方、あるいは正面に梵字を刻み出しているものが多い。地輪が少ないのは、重量がある為に手近な場所に安置され、部落内にある庵寺までは、あまり持ち込まれなかつたからであろう。宝篋印塔・無縫塔の台座部分も同様であるが、調査団の依頼によって、現在市浦村教育委員会で保管されている、山王坊・日吉の神社跡の地蔵堂内にあった八角基礎や反花付の宝篋印塔基礎等との比較検討によっては、同一組物と判明するかも知れない。地蔵堂内の調査対象となった石造組物群は、記年銘こそないが、小型のものが多く、時期的には、南北朝室町期を中心とした比較的限られた時期の特徴を有する石造組物がほとんどで、若干ではあるが鎌倉期の特徴を有する五輪塔の部分品もある。現在までの調査から言い得るこれら石造物の特徴は、分布範囲が十三瀬として捉えられる地域や下国安東領と考えられる土地、あるいは、関係地域に分布が限られる事が第1の特徴であって、古代より地元あるいは近隣の石大工によって、連綿として造り続けられ発展したものではなく、石造物の持つ編年的な特徴が京・畿内で作られたものと一致している事から限られた時期に、搬入あるいは将来されたものであった事が考えられる。

同庵寺の共同墓地内、鳴海家の墓石の傍に無縫塔が一基建っている（第14図3参照）。

庵主、加藤うた女史・塙家総代安保豪夫によれば、墓地所有者である鳴海家（当主鳴海豊太郎氏）の所有地より発見された事から、先祖代々之供養塔として、庵寺に納められていた事が知られた。

塔は、高さ約85.5cmと小型で複式の無縫塔であり、安定感が悪い為か、中台と請座が逆に組まれていた。基礎部は、底面の一部が、築城の土台と共に一部塗り込められていて、全容を知り得ないが、竿の受部を含む高さが約20cm、反花下は上部が一辺13cm・下部が一辺12.5cm・高さ13.5cmと下すばまりの八角形で、上端は十六葉の単弁反花座とし、反花は掘り込みが深く、むくれ氣味である。反花上部には、高さ約1cm、一辺9cmで基礎同様八角形の受部があり、中央には径5cm、深さ3.5cmの枘穴が付されている。格狭間は、側面を捲いて、八面に形成されている。竿は、高さ18.5cm、一辺正面が8.8cm、他は9cmの八角形で、正面に宝瓶三茎蓮の供花文様が陽刻されている。中央が一番高く、「背」向って右側が次に高く「開蓮華」、向って左側が一番低く「葉」と観察される。竿の上面には、径4.8cmの組込用枘が形成されている。中台は高さ10.8cm上部が一辺9.8cm、下部が一辺6.5cmの八角形で下部を縁形としている。上面には高さ約3ミリ、径16cmの請部があり、中央には径5.5cm、深さ約2cmの枘穴が形成されている。中台の下端、竿との接合部分が竿よりも小さい事から、本来のものではなく、他より転用されたものと観察される。請座は、高さ9cm、上面径20.5cm、下面径16cmで上面には径5.5cmの枘穴があり、下底には厚さ3cm、1.5cm径の組込み用枘が形成されている。請花は、八葉の単弁を二段に葺いている。塔身は高さ27.5cm、最大径は22cmの卵形で、二個に割れたものを接合している。中台は明らかに別の組物で、記年銘等も見られないが各様式から南北朝期に位置づけられる遺品と考えられる。恐らくは安東氏本宗家の一族か本宗家に関係する高い地位を持った人の墓塔と考えられ、当刻地域及び関東地方では類似品が求められず、搬路は未だ明らかではないが京畿あるいは関西方面よりの直接の搬入品と観察され、当時の流通体制から舟運によったものと考えられる。海運豪族であった津軽安東氏本宗家の性格を知る好材料と思われる。石造品を中心として比較検討するならば、遺物として残存しているものには、所謂「関西系」の特徴を有するものがほとんどである点、他の東北に移り住んだ鎌倉御家人や、中世東北諸豪族に比して宗教面では性格的系統的な差異が認められ、このこと自体、安東文化の特色と言い得るであろう。

又、現設置では調査中であるが、出土地点や分布範囲が山王坊跡周辺や西軒屋等、中世十三漢と呼ばれた地域の中でも数ヶ所に集中する傾向に向って、遺跡の位置や性格を知る上でも当該地域では、非常に有効な手段なのである。なお、本調査にあたっては、蓮華庵庵主加藤うた女史、塙家総代安保豪夫氏、十三漢延寺擅下總代各位の御厚意によるものである。記して感謝致します。

参考文献

古田 真一：「十三漢の研究」東北学院大学東北文化研究所収 真和57年刊

古田 真一：「日本高麗史摘要」1943、経済図書株式会社

川勝政太郎：「石造美術入門」1967、社会思想社

加藤 孝：「津軽十三漢山王坊出土の石造物」東北学院大学論集、歴史・地理学第15号、昭和60年3月刊

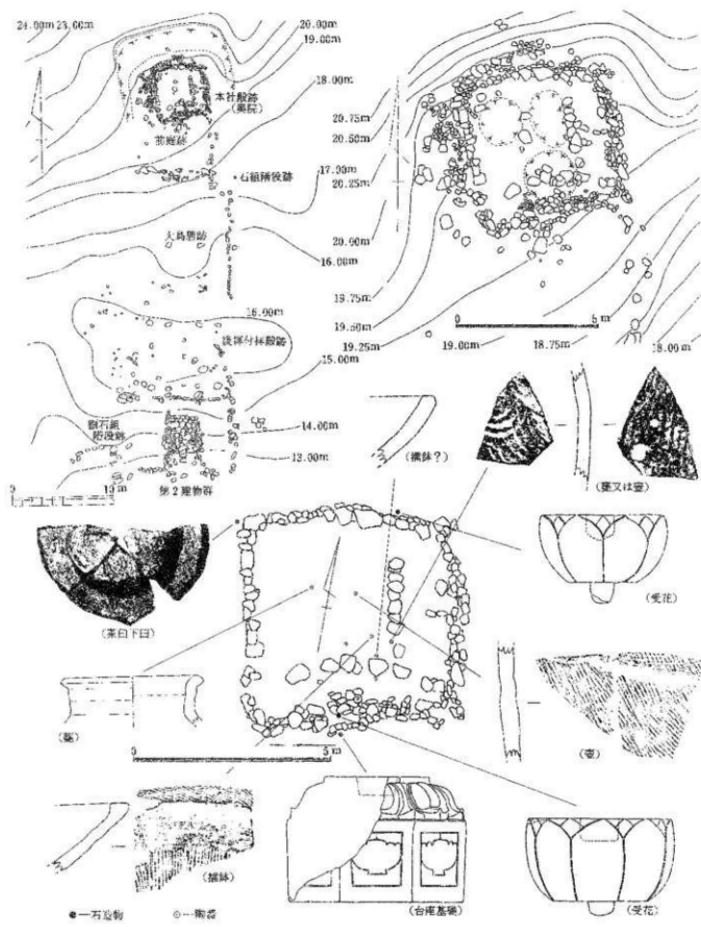
山王坊（仮称）西本宮社殿列本社殿跡に関する

二・三の考察

兼田芳宏

（仮称）西本宮社殿列本社殿跡（奥院跡⁽¹⁾）の調査は、山王坊遺跡調査（57～61年）⁽²⁾において、調査期間に限界があるため、昭和57年12月、59年10月、61年8月の3回に分けて行なわれ、今回の調査で発掘調査を終了し、現状保存する事となった。よってこの遺跡の発掘調査を担当した一員として、僭越ながらその成果をまとめ考察を添えてみたいと思う。

現在、本社殿跡と称される遺跡は、これまでの山王坊遺跡調査で発見された遺跡群の北端、山裾の急斜面を削り出して地業をとった高所に位置していて、北方を鎮守し、他の遺跡群に対して南面し、見下ろす様な場所に立地しており、下方の遺跡群は伝承した絵図等⁽³⁾と比較してみた場合、その立地条件や建物跡の方向性などから、第1建物跡群（寺域又は（仮称）東本宮社殿跡）と第2建物跡群（神域又は（仮称）西本宮社殿跡）、及び磐座（墓地又は墳墓）に大きく分けて考える事が出来るが、この遺跡は前述した下方の建物跡群と異なる方向性を示しており、場所的に近くその中軸線上に乗る事から、第2建物跡群に付随するものか、これらとは別個な意味を持つ遺跡と考えられるのである。本遺跡を構築するにあたっては、山の斜面を方形（約10×11m）に削り取って地業を作り水平にしているが、南に緩く傾斜しているのは、雨水等の排水を考慮したものと考えられ、北西側より出づる自然の湧泉が南西側へ流れ去っている。また北東約5mの所には、他の杉並みと趣を異にする老木が繁り、南西約27mの所には磐座と考えられる巨石群が点在している。遺跡の現状は後世の宝探し・杉根等の攪乱によって、その景観は著しく損なわれていたが、発掘調査の結果その規模・構造等を明らかにする事が出来た。遺跡は南・東側が大きく崩れていますが、明黄褐色土の地山上に二重正方形区画の石組（区画石列）を巡らし、その区画内に礎石状の砂利（黒色を呈するものがそのほとんどであるが、若干白色のものも出土している。）が混じった黄褐色・明黄褐色の粘土を詰めて強く叩き込み、土壇（社壇）・亀腹状に土盛りがなされており、その上に礎石と思われる大石が乗っている。外側石組列は一辺約5.5mの方形で、人頭大の河原石を利用し、その平坦な面を外側に据えて敷き並べてあって、北側石組列の基礎部分は、地山を若干掘り下げ埋め込む様に置かれているが、その他三方の石組列は基盤上にそのまま石を並べて積み上げたものと觀察される。石積は北側で2段、東側で2段、南側で3段まで確認されたが、上部が崩壊しているため、全体としてどれほどの高さまで積み上げられていたかは不明である。しかし地山が傾斜している事から考えて、遺跡上部を水平に保つため、南側はより高く積み上げられていたものと觀察され、南側より崩壊土とともに石が多く発見された事はそれを物語るものであって、地表上に多く露出していた西・北側部分のものは、宝探し等の際に遺跡より抜き取られ廃棄されたものと考えられるのである。また場所によっては80cm以上もある片岩系の割り石（北側東部分）や内側に裏込め状に拳大の河原石を使用している部分（西・南側部分）も認められる。これに対して内側石組列は、攪乱が著しく、



第15図 本社殿跡とその出土遺物

確定する事は出来ないが、一辺約3 mの方形を呈するものと考えられ、人頭大ではほぼ同じ大きさの河原石を整然と並べているのみである。但しこの内側区画内に置かれた粘土中には、砂等の混入はなかったが外側のそれに比べて砂利等の混入が少なく、搅乱層中からではあったが、中世陶器片が多く出土している事から、特別な注意が払われているものと考えられる。よってこの二重の石組列で形成される遺跡は、内側石組列が内陣・内郭的、外側石組列が外陣・結界的な意味を示すものと推察され、経塼・骨蔵器等を埋納する経塼や墓地又は卒塔婆（塔）的な性格を持つものと考えられるのであり、あるいはその位置等から、遺跡上部の構造は搅乱・崩壊のため不明であるが、礎石をもつ建物であれば、神体や本尊等を奉安する神社の本殿や仏堂的な性格を持つ遺跡とも考えられ、山王坊遺跡群においても極めて重要な意味を持つ遺跡といえるのである。

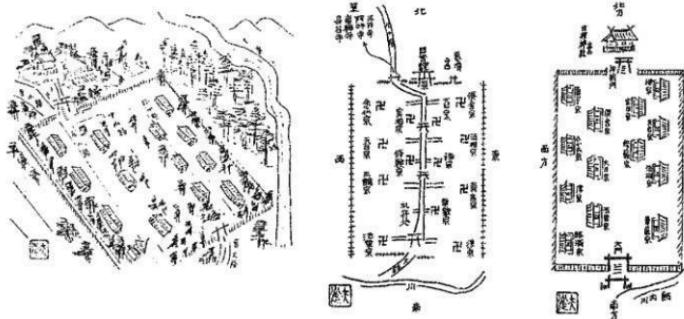
発掘調査によって出土した遺物は総て中世に属するもので、中世陶器（甕・壺・擂鉢破片）と石造物（台座基礎・諸花・茶臼下臼）に分けられる。陶器類はいずれも破片であるが、主に搅乱層と内側石組列内の粘土中から出土している事から、甕類は埋甕・納骨に際して使用され、擂鉢はその蓋として活用されたものと考えられる。石造物は外側石組列上部の崩壊や搅乱が著しいため、この遺跡が築かれた時あるいはその後に安置されたものか、石組列を築く為に他の場所より持ち込まれ転用されたものかについての判断は、その出土状況から極めて難しいが、残存する石組列に組み込まれていなかった事や発見された陶器類とほぼ同じ年代に属すと考えられる事から、古い年代幅で捉えた場合は疑問が残るが、これらの石造物は構築後に据えられたものと思われる。また伝聞によれば後世の宝探しや現在の日吉神社・階段建設の際に、その多くが持ち去られる事は転用されたとの事である。その組み合わせ（台座基礎・諸花）で考えられるのは、無縫塔・石燈籠等で、茶臼下臼は石塔の一部か故意に破壊し石組列に使用したとも推測されるのである。無縫塔とした場合、それらは比較的小なもので、基礎と諸花の造り方にもやや差があると観察され、これらは主に墓塔として禅宗系寺院で用いられる場合が多く、これまでの調査成果による山王坊遺跡の性格とは合致しない事から、石燈籠の一部と考えた方が無難と思われる。しかし山王坊遺跡出土品として伝世されている石造物には、宝篋印塔・五輪塔・無縫塔・石仏・板碑など様々な種類のものがあつて、その中には無縫塔の塔身もある事から概に石燈籠とも決め兼ねるのである。

よって以上の様な発掘調査成果から考察してみても、現段階では山王坊遺跡全体の調査が終了しない限り、この遺跡の性格については多くの疑問が残されてしまうのである。つまり下方の第2建物跡群（神域又は（仮称）西本宮社殿跡）の配置と関連する遺跡とした場合、それは神社に関係したものといえ、中軸線上に乗り最奥部に位置する事から、本社殿跡と考えられるのであるが、その方向性が違う事から時期を異にし単独で成立するものとも考えられ、上部の構造はまったく不明であるが、摂社末社や宝塔の類、あるいは廻廊や積み石塙の類も考えられるのである。また残存する下部の構造や出土遺物から考察してみると、内側方形区画内より甕類の陶器片が出土した事は、後世本来の意義が失われ、違う性格の遺跡に変化する場合もあるが、構築時は明らかに埋納施設を伴う遺跡として築かれていて、経塼や塔あるいは墓地等の性格を持つものとも考えられるのである。

この遺跡を築く際に使われた粘土中に、黒色の玉砂利が多く混入されていた事は、地鎮や鎮壇に関わる祭祀的意義が働いていた事を示していて、発見された山王坊遺跡群の中で、最も奥に位置する東から、北方を鎮守する北斗壇とも推察されるのである。この様に本遺跡の性格を決定付ける事が難しいのは、調査によって発見された遺跡がまだほんの一端であり、山王坊遺跡の全容が未だ解明されていない事に起因するものであって、現時点では今後の調査成果の増大を待たなければならぬからである。それはこれまでの発掘調査で発見された第1・2建物跡群（寺域・神域又は（仮称）東・西本宮社殿跡）は、その礎石・河原石組列の配置・構造等や建物跡の配列から『十三漢新城記』『十三往來』等の文献¹³⁾に記載されている日吉神社跡と同定され、調査区周辺は神域として捉えられるのであるが、山王坊遺跡内にはこの他にも地壇をとったと観察される平坦地が各所にあって、まだかなりの遺跡が埋蔵されていると考えられるのであり、この事は伝世している遺跡の出土品（前述の石造物や御正躰・香炉・火鉢等）や文献あるいは絵図・伝承等からも裏付けられる事であって、全盛期の山王坊跡は神社と仏閣が一体となって共存していたか神宮寺・別当寺等が併設されていたとも推測されるからなのである。また、この地方に根強く残っている信仰の一つに山を対象とする信仰があるが、山王坊遺跡が鎮座する山の斜面には巨石の露頭している場所が各所にあって、神奈備の様相を呈している事から、古代～中世においてこの地方を本拠として繁栄した安東氏が、中央の文化を移入し神社仏閣を建立する際にこの場所を占地したのは、古くから信仰の対象地となっていたからと考えられ、山王坊遺跡は地元の神々も大切に祭られていたものと思われ、今後古代の遺跡が発見される可能性もあるのである¹⁴⁾。これらの事を考え合わせてみると、神仏が混淆し神体山信仰と結び付く様な立地条件は、あたかも琵琶湖を見下ろす靈地比叡山そのものが再現せられた感があるので、第1・2建物跡群（寺域・神域又は（仮称）東・西本宮社殿跡）に年代差があるならば、文献・伝承等に再建の記事がある事や調査時にも第1建物跡群（寺域又は（仮称）東本宮社殿跡）調査区内より炭化物や炭化材が出土している事から、第1建物跡群（寺域又は（仮称）東本宮社殿跡）が火災等により消失した後、後世再び第2建物跡群（神域又は（仮称）西本宮社殿跡）を小規模ながらも再建させたものと推察され、同時期に存在していたとするならばそれは本格的な日吉大社の建築形式や配列を取り入れたもので、東本宮と西本宮に大きく分けて考えられるのであり、伝承等を参考にすれば第2建物跡群（神域又は（仮称）西本宮社殿跡）のみ焼失を免れ後世ある時期まで存続していたものとも推測されるのである。よってこれら下方の統一された建物跡群と違う方向性を示す本遺跡は、それらとは異なる性格や意味を持つものと考察され、その位置や構造・出土遺物等から、後世本末の意味が変化し遺跡の性格が重複していく場合も仮定されるが、その当初は山王坊遺跡群が成立する過程において、その始原的な役割を果たした重要な遺跡と推察されるのであり、その結論は今後の周辺調査に委れるものであって、それにより安東氏の文化内容が解明されればそれは必ずしも確実であるのである。

では安東氏の文化とは一体どの様な特質を持っていたのであろうか。津軽地方は本州の最北部に

あって、その風土から古代より夷狄の地として中央の支配体制や文化が十分に浸透しなかった地域であった事は、文獻等（『日本書記』『統日本紀』『三代実錄』）の記載事項やアイヌ語によって理解される地名が現在も多く残っている事などから十分に考えられるのであるが、それは漸に北進して来る律令体制に反し得る実力や文化を持っていたからであって、それ以前の縄文時代晚期に南方へ強く押し出す亀ヶ岡文化やその文化内容を強く残しながらも太平洋側を追い越し定着した稻作文化などの考古学的実証は、決して未開の地ではなかった事を裏付けるものである。またこれは平安時代の終わりに奥州藤原氏によって築かれた平泉文化とも類似するものであり、異質あるいは本格的な文化を他の東北諸地域より早く導入しその地に開花させている点は、中世津軽安東氏の文化にも通じるものである。この様な飛び火的な文化は在地において強大な支配や財力をもつ実力者によってのみ成し得られるものであって、安東氏の出自には不明な点が多く十三藤原氏や安倍氏をもって達桓とするとも推定されているが、津軽安東氏が成立し台頭する過程においては、前述した様な古くから受け継がれて来た地域的な文化や生活及びそれによって築かれた社会や権力がその背景にあった事は十分に考えられることなのである。この安東氏が中央の文化を地方に波及される事が出来たのは、交易に長けていたからと推測され、「蝦夷管領」という地位による権力と日本海という地理を生かしダイナミックに活躍していたその海運力によるもので、この事は十三湖周辺より発見される多くの遺物が如実に示していて、それら遺物のみでなく、その文化の本質をも伝えていたという事は、この山王坊遺跡の発掘調査によって初めて確かめられたことなのであり、考古学という手法によって遺跡と遺物が結び付いていた事が証明されたのである。つまり安東氏の文化の特質とは、交易によって日本海沿岸に根を張り、この地を支配し、中央の文化を搬入し在地に定着させている所にあって、従来その事を伝える遺物のみ出土し、その文化が定着している事を断定出来る遺跡が発見されなかった為、安東氏の文化には多くの疑問が残されていたのであるが、この山王坊跡より発見された遺跡群によって、それら一連の出土遺物が本格的な遺跡に伴なうものであった事が確証



第16図 「東日流外三郡誌」絵図

されたのである。これは逆に遺物に伴なう遺跡が存在する事を暗示しており、山王坊遺跡より発見された遺物の中には仏教信仰に関係するものも多く出土していることから、現在は神域のみが発見されているだけであるが、周辺には寺域あるいは神仏習合の遺跡が存在する事も十分考えられるのであって、たとえ寺域のみで構成されていたとしても、それは山王曼荼羅の様に中世の特色でもある仏教色が濃厚に反映した大規模な遺跡であったと考えられ、遺跡全体の調査が終了すれば安東氏の文化も解明されることであろう。

この様に今後も継続して行なわれる山王坊遺跡の調査は、この遺跡が中世という限られた時間の中でのみ栄華を誇っていた事から、その考古学上の成果は日本の中世そのものの歴史や文化を考える上で、一つの尺度となる極めて重要な意味を持つものといえるのである。

＜参考文献＞

- (1)古田 良一：「東北大学文学部研究年報第七号…津軽十三藩の研究」(1956.12)
- (2)加藤 幸：「北方日本海文化の研究—津軽安東氏「山王坊跡」の調査」(1984.11) 東北学院人文学東北文化研究所
- (3)坂口 駿：「寛北の古代史の研究—津軽山王坊における日吉神社の建築」(1981.10) 古川弘文館
- (4)新野 道吉：「秋田史学第29号—津軽山王坊の調査報告」
- (5)豊島 謂義：「市浦村史第2巻」(1984.3) 市浦村教育委員会

掲載した三絵図は、「市浦村史資料編中巻〔東日流外三郡誌〕」から引用させて頂いた。

写 真 図 版



写真図版1 津軽日吉式山王大鳥居



削石組大階段跡全景（SW→NE）

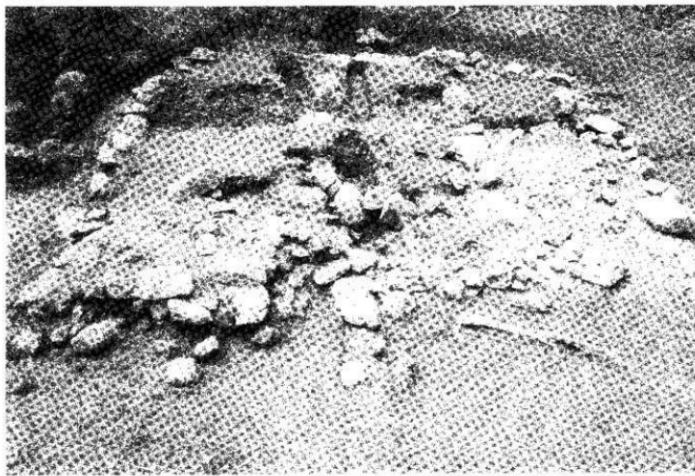


削石組大階段跡（N→S）

写真図版2 〈仮称〉西本宮社殿列跡削石組大階段跡



後押付排水跡南側部分 (W→E)



本社殿跡全景 その2 (S→N)

写真図版3 (仮称) 西本宮社殿跡後背付背殿跡・本社殿跡

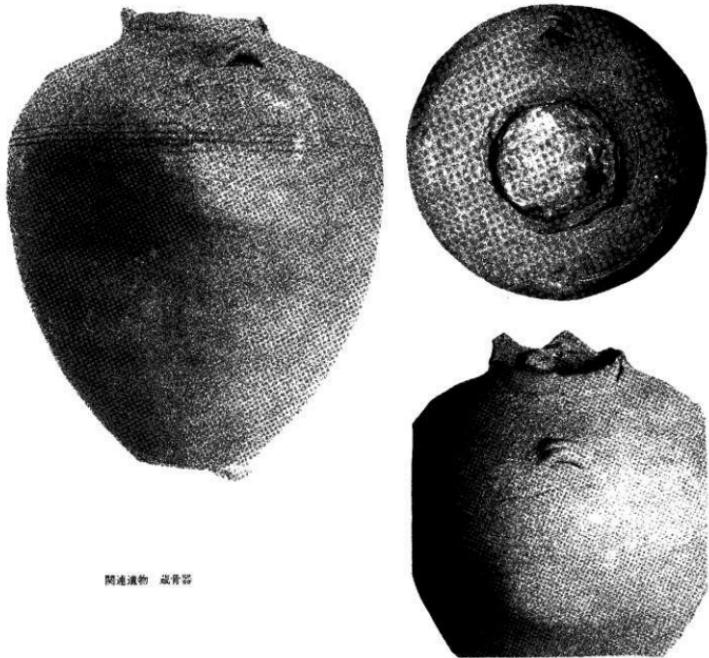


寺院風跡跡路（SW→NE）

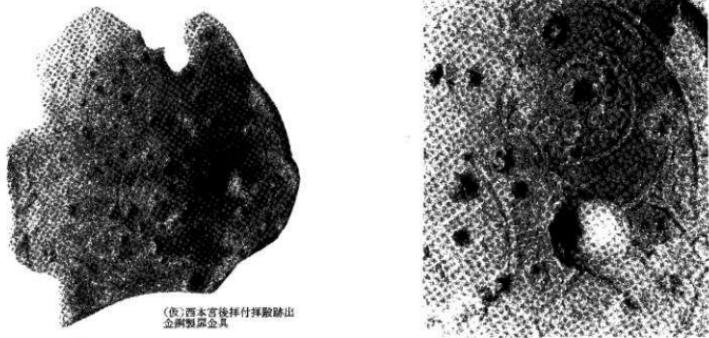


被施跡・舞殿風跡跡路（SW→NE）

写真図版 4 (仮称) 東本宮社殿列跡



関連遺物 茄骨器



(仮)西本省後拌付拌酸跡出
金網製器金具

写真図版 5 出土遺物、関連遺物

**An Interim Report
on
Excavation
of**

Sannobo Ruins

Aiuchi-Shiura Village, Aomori Prefecture.

March, 1987

Educational Commission of Shiura Village

Sannobo Excavation Team

The Sannobo Ruins

— A Study of the Ruins of the Medieval Hieino-Sanno Shrine in Tsugaru District —

Takashi Kato

The Hieino Shrine (日吉山王神社) is one of the guardian shrines of the ancient Japan, whose head shrine being located in Sakamoto, Otsu City, Shiga Prefecture up to the present.

Sannobo Ruins (山王跡) are the ruins of the 14th-15th century Hieino Sanno Shrine excavated in Sannozawa, Aiuchi-Village, Kita Tsugaru Gun, Aomori Prefecture.

Succeeding to late Dr. Prof. Ryoichi Furuta's "A Study of Tosa Minato, Tsugaru District" (1956), the present writer excavated this ruin from 1982 to 1986.

The ruins are said to have been built by the Ando family of Tsugaru (津軽安東氏), who was appointed to be "Ezo Kanrei" (蝦夷管領) by the Kamakura Shogunate and controlled all maritime trades of the medieval Japan Sea. Moreover, according to the tradition, the headquarters of the Ando family was located in this district. However, in this district was not found any remarkable archaeological sites notwithstanding its many relic findings.

In this excavation, the writer found the huge ruins of Hieino-Sanno Shrines, burnt by the war havoc in the 15th century.

There were excavated two groups of shrine ruins, bases, foundation stones, stone drains and stone steps. The eastern group is bigger than the western one. Originally, the Hieino-Sanno Shrine of Nakaminato, Otsu City, had a pair of shrines in its holy sanctuary.

The relics are pottery sheds produced in the medieval Japanese and Chinese (Sung Dynasty—Ming Dynasty) kilns, gilt bronze wares, and stoneworks imported from central Japan. These relics also show the medieval Japanese mixture of Buddhism and Shintoism. These ruin relics remind us of the style of the central area of the medieval Japan and the international colour of Eastern Asia.

The staffs of this excavation are Prof. Naokichi Niino, Akita University, Prof. Izumi Sakata, Tohoku University, and the author, from the fields of literature, architecture and archaeology respectively.

This paper treats the field of archaeology only.

北方日本海の中世宗教遺跡研究第1集
青森県北津軽郡市浦村

山王坊跡

昭和62年3月

編集 山王坊跡調査団 考古学班
発行 市浦村教育委員会教育長
柏谷秀一
山王坊跡調査団団長
加藤孝
印刷 株式会社 今野印刷所

